

# 由布市障がい者基本計画(第2次)

障がいのある人もない人も、共に充実して  
いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現



平成28年3月  
由布市



# 目 次

第1章 計画の基本方向	1
1 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけと期間	5
(3) 計画策定に向けた取り組み	5
2 計画の理念・目標	6
(1) 由布市のまちづくりの方向性	6
(2) 基本理念・目標像	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 障がい者をめぐる由布市の現況	9
(1) 人口・障がい者の状況	9
(2) 医療の状況	18
(3) 難病患者の状況	19
(4) 障がい者関連施策と事業一覧	23
2 障がい者施策に関する市民意識	29
(1) 由布市の障がい者福祉に関するアンケート調査(障がい者アンケート)	29
(2) 由布市の障がい者福祉に関するアンケート調査(市民アンケート)	58
3 今後の施策推進に向けた課題	72
(1) 法や制度をめぐる環境の変化への対応	72
(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援施策の展開	72
(3) 障がい種別によらない一元的な福祉サービス等の実施	73
(4) 地域生活への移行の促進	73
(5) 地域生活の継続の支援	74
(6) 地域で自立するための働く場や活動の場の確保	75
(7) 福祉サービスの提供体制の整備・充実	75
(8) 地域における障がい者への理解の促進	76
(9) とともに生きるための暮らしやすい環境づくり	76

第3章 施策の展開と取り組み	77
1 個人として尊厳の尊重	78
(1) 相談支援の充実	78
(2) 権利擁護の推進	79
(3) 交流の促進	79
2 地域における生活支援の充実	80
(1) 生活支援の充実	80
(2) 保健・医療の充実	81
3 自立と社会参加の促進	82
(1) 教育・育成の充実	83
(2) 雇用・就労、経済的自立の支援	83
(3) 社会参加の促進	83
4 人にやさしいまちづくりの推進	85
(1) 生活環境の充実	85
(2) 生活安全対策の推進	85
第4章 推進体制の整備	86
1 庁内の推進体制	86
2 地域との連携	86
3 国・県の関連計画との整合	86
4 計画の進行管理	86
参考資料	
由布市地域自立支援協議会委員名簿	87

# 第1章 計画の基本的方向

## 1. 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

個人の尊厳が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、社会で支え合う福祉施策の新たな枠組みが求められる中、国は、平成14年12月「障害者基本計画」及び「新障害者プラン～重点施策実施5ヵ年計画～」を策定し、障がいのある人の自己決定に向けた取り組みを強化しました。そして、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を発表し、今後の障がい保健福祉施策の基本的な視点として、これまで身体・知的・精神等と障がいの種別ごとに対応してきた障がい者施策を「市町村を中心に、年齢、障がい種別、疾病を超えた一元的な体制を整備」するとともに、「地域福祉を実現する」という方針が示されました。これを受けて、平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月に施行されました。

このような背景の下、本市は、共生社会の実現を目指し、平成18年3月に「由布市障害者基本計画（第1期）」を策定しました。

その後、国では「障害者雇用促進法の改正」（平成25年）、「障害者差別解消法の成立」（平成25年）、「第3次障害者基本計画の策定」（平成25年）、「障害者権利条約の批准」（平成26年）、また障害者総合支援法の対象に難病が加わる等、ここ10年程で障がい者施策は大きく変化しています。

これらの現状を踏まえ、本市においても「由布市障がい者基本計画（第2次）」を策定することとなりました。

また、本計画は、新法に準じ、本市における障がい者およびその取り巻く環境整備を行うための施策の指針とし、共生社会の実現に向けた計画とします。



## 1) 障がい者福祉に関する法の改正の経緯

平成18年3月に「由布市障害者基本計画（第1次）」が策定された後、障がい者に関する法や制度の改正が幾度にわたり行われました。障がい者福祉に関する法の改正の経緯の内容は、以下のとおりです。

本計画書は、以下の制度や法律の改正についても考慮し、時代にあった計画策定を行うものとします。

障がい者を取りまく法の変遷		
平成18年	4月	<b>障害者自立支援法の施行</b> 身体・知的・精神障がい者への福祉サービスの一元化や就労支援の抜本強化など
平成18年	12月	<b>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の施行</b> 高齢者や障害者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指したもの
平成19年	4月	<b>学校教育法の改正</b> 従来の盲学校、聾学校、養護学校等を特別支援学校に再編、小中学校における障がいのある児童生徒に対する適切教育など
平成23年	7月	<b>障害者基本法の改正</b> 障がい者の定義の見直しなど
平成24年	10月	<b>障害者虐待防止法の施行</b> 虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成25年	4月	<b>障害者総合支援法の施行</b> 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと名称変更され、難病が対象に含まれることとなった
平成25年	4月	<b>障害者優先調達推進法の施行</b> 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
平成25年	6月	<b>障害者雇用促進法の改正</b> 雇用の分野において障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるなど
平成25年	6月	<b>障害者差別解消法の成立</b> 国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
平成25年	6月	<b>国の第3次障害者基本計画の策定</b> 障害者基本法や障害者差別解消法を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの施策分野の新設
平成26年	1月	<b>障害者権利条約の批准</b> 障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である「障害者権利条約」を批准

## 2) 計画の法的根拠

由布市障がい者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく法定計画です。また、第 11 条第 1 項では、「政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。」とされています。

### 障害者基本法第 11 条 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## 3) 障害者基本法の概要と改正点

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体等の責務を明確にするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められたものです。

平成 23 年 4 月 22 日に国会へ提出した「障害者基本法の一部を改正する法律案」は、衆議院において一部修正の上、同年 6 月 16 日に全会一致で可決され、同年 7 月 29 日に参議院において全会一致で可決・成立し、同年 8 月 5 日に公布・施行（一部を除く）されました。

改正障害者基本法は、これまで「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する」ものでありましたが改正基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と国民全体が共生社会の実現に向けて取り組んでいく法律となっています。

また、新たに、「差別の禁止」、「国際協調」、「障がい者の教育に関する人材の確保」、「療育」、「防災及び防犯」、「消費者としての障がい者の保護」、「選挙等における配慮」、「司法手続における配慮」、「国際協力」の項目が新設されています。

## ☒ 障害者基本法改正のポイント

### 1) 目的規定の見直し (第1条関係)

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

### 2) 障害者の定義の見直し (第2条関係)

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

### 3) 地域社会における共生等 (第3条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
- 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

### 4) 差別の禁止 (第4条関係)

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

### 5) 国際的協調 (第5条関係)

- 1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

### 6) 国民の理解 (第7条関係) / 国民の責務 (第8条関係)

- 国民及び地方公共団体は、3) から5) までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- 国民は、基本原則にのっとり、1) に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

### 7) 施策の基本方針 (第10条関係)

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができると共生社会の実現



## (2) 計画の位置づけと期間

### 1) 計画の位置づけ

由布市障がい者基本計画（第2次）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村計画として、由布市の障がい者施策にかかわる理念や基本的な方針を定め、障がい者施策の方向性を示す中期の計画です。

また、策定にあたっては、国の障害者基本計画、大分県障がい者基本計画等の内容を十分に踏まえながら由布市総合計画の具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

なお、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等については、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、本計画の基本的な考え方のもとに策定された第4期由布市障がい福祉計画のなかに明示しています。

### 2) 計画の期間

本計画については、長期的な視点をもって方針を示すため、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

年度（平成）	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
障がい者等に関する基本計画				障がい者基本計画（第1次）								障がい者基本計画（第2次）												
障害福祉サービス等の実施計画				障害福祉計画（第1期）	障害福祉計画（第2期）	障がい福祉計画（第3期）	障がい福祉計画（第4期）																	

## (3) 計画策定に向けた取り組み

### 1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、由布市で生活する障がいがある方の共生社会に対する意識やニーズを把握するための「障がい福祉に関するアンケート調査」（3障がいについて実施）及び市民の意識を把握するための「障がい福祉に関するアンケート調査 市民アンケート」を実施しました。

### 2) 計画の検討

由布市障がい者基本計画策定委員会において、計画に関連する事項や計画の内容などについて検討を進めました。

## 2. 計画の理念・目標

### (1) 由布市のまちづくりの方向性

由布市は、平成 17 年 10 月 1 日に挾間町、庄内町、湯布院町の合併により誕生しました。

合併にあわせ、由布市のまちづくりの羅針盤として第一次由布市総合計画が策定されました。同時に由布市民憲章が制定され、その前文には「私たち由布市民はみんなの幸せのために、4 つの誓いを果たすことに努める」とされています。

このなかで、一人ひとりの人権を尊重するということが掲げられています。

#### 由布市民憲章—みんなの誓い—

私たち由布市民はみんなの幸せのために、四つの誓いを果たすことに努めましょう。

(感謝と使命)

一、豊かな自然を命の源として感謝し  
次代の市民に引き継いでいくまちをつくります

(平等と仁愛)

一、一人ひとりの人権を尊重し  
子どもやお年寄りを大切にする  
あたたかいまちをつくります

(融和と郷土愛)

一、郷土の歴史・文化・慣習を大切にし  
緑豊かでふれあいのあるまちをつくります

(協働と希望)

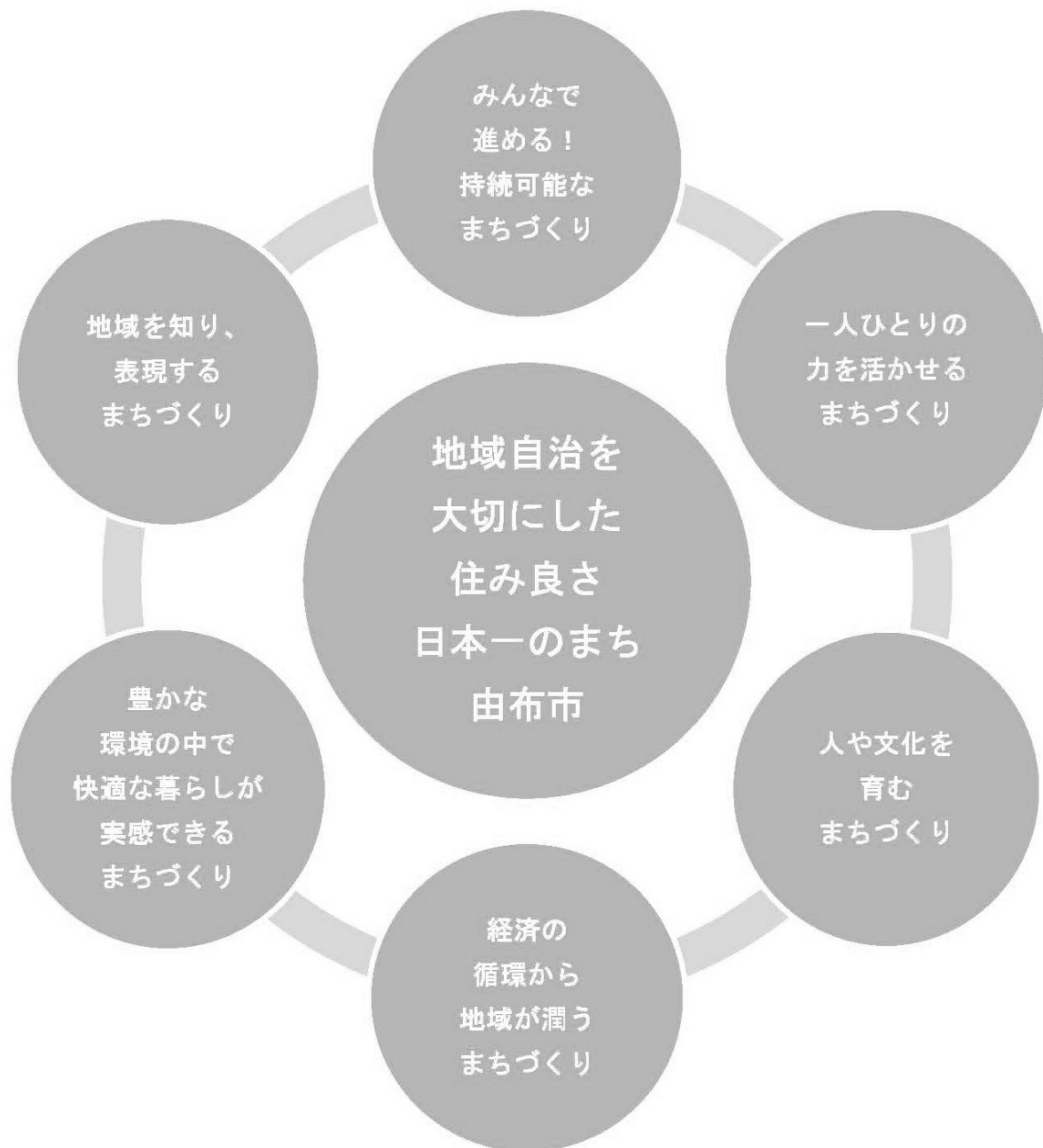
一、地域づくり・まちづくりにみんなで参加し  
健康で笑顔あふれる明るいまちをつくります

平成 19 年に第一次由布市総合計画が策定されてから 9 年が経過し、平成 28 年 3 月には第二次由布市総合計画が策定されます。

第二次由布市総合計画においても、第一次由布市総合計画で進めてきた「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」の目標を継承し、まちづくりを進めていきます。

また、第二次由布市総合計画では、まちづくりの目標を 6 つの施策テーマに大別して設定してあります。

図 第二次由布市総合計画におけるまちづくりの目標実現に向けた6つのテーマ



## (2) 基本理念・目標像

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がい者に対する差別をなくし、また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障がい者が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会を目指す必要があります。

他方で、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がい者自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

本計画においては、前計画の基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」とします。

また、本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、次の3つを本計画を推進するにあたって目指す目標像として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会の実現を目指します。

**「障がいのある人もない人も、  
共に充実していきいきとした人生を  
送ることができる共生社会の実現」**

**尊重しあい  
支えあうまち**

**身近な地域  
で安心して暮  
らせるまち**

**ひとり一人が  
輝くまち**

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1. 障がい者をめぐる由布市の現況

#### (1) 人口・障がい者の状況

##### 1) 総人口と障がい者数（手帳交付数）の推移

由布市の総人口は、35,425 人（平成 27 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳）です。

3 障がいの手帳交付状況からみると、身体障がい者数が 2,120 人、知的障がい者数が 209 人、精神障がい者数が 133 人となっています。

平成 23 年からの障がい者数の推移をみると、平成 26 年度まで全体で増加傾向にあります。平成 27 年度では減少しています。

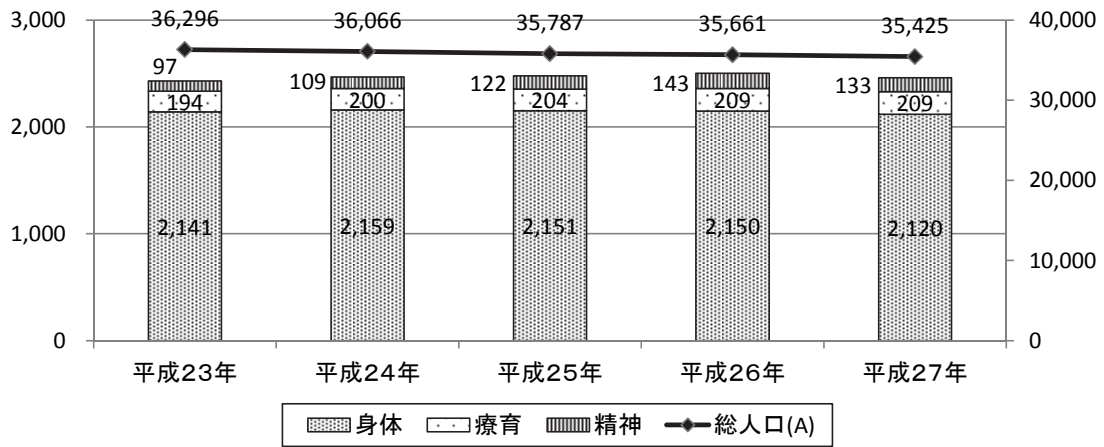
身体、知的、精神障がい者数の内訳をみると、身体障がい者数は減少傾向にあり、知的障がい者、精神障がい者数は平成 26 年度までは増加傾向でありましたが、平成 27 年度では知的障がい者数は同数で推移、精神障がい者数は減少に転じています。

表 障がい者数(各手帳交付者数)の推移

		H23	H24	H25	H26	H27
総人口(A)		36,296 人	36,066 人	35,787 人	35,661 人	35,425 人
障がい者数計(B)		2,432 人	2,468 人	2,477 人	2,502 人	2,462 人
身体障がい者	数(C)	2,141 人	2,159 人	2,151 人	2,150 人	2,120 人
	率(C/A)	5.90%	5.99%	6.01%	6.03%	5.98%
知的障がい者	数(D)	194 人	200 人	204 人	209 人	209 人
	率(D/A)	0.53%	0.55%	0.57%	0.59%	0.59%
精神障がい者	数(E)	97 人	109 人	122 人	143 人	133 人
	率(E/A)	0.27%	0.30%	0.34%	0.40%	0.37%
障がい者の割合(B/A)		6.70%	6.84%	6.92%	7.02%	6.95%
増加数(障がい者数)			36 人	9 人	25 人	-40 人
対前年比(障がい者数)			1.48%	0.36%	1.01%	-1.59%

総人口は住民基本台帳、各年 4 月 1 日現在  
身体、知的、精神障がい者数は中部保健所報より

図 総人口と障がい者数の推移



## 2) 身体障がいのある人の状況

由布市の身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり平成27年4月1日現在2,120人となっています。

身体障がい者数を年齢別にみると「18歳未満」34人、「18～64歳」398人、「65歳以上」1,688人となり、「65歳以上」の高齢者が最も多く全体の79.6%を占めています。

また、障がい区分別では、肢体が1,208人と最も多く、全体の57.0%を占めています。

さらに、障がい等級別では、重度障がい者(障がい等級表の1・2級に相当)が41.4%、中度(同3・4級に相当)が42.4%、軽度(同5・6級に相当)が16.2%となっており、重度、中度が8割(83.8%)を超えています。

表 障がい区分別身体障がい者手帳交付者数の推移

年度	合計	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	計
		人数	人数	人数	人数	人数	人数(%)
平成25年 4月1日	合計	115人	203人	30人	1,223人	580人	2,151人
		5.3%	9.4%	1.4%	56.9%	27.0%	100%
	18歳未満	1人	6人	0人	21人	11人	39人(1.8%)
	18～64歳	33人	22人	6人	260人	122人	443人(20.6%)
平成26年 4月1日	合計	106人	196人	31人	1,214人	603人	2,150人
		4.9%	9.1%	1.4%	56.5%	28.0%	100%
	18歳未満	1人	5人	0人	17人	10人	33人(1.5%)
	18～64歳	28人	23人	7人	259人	115人	432人(20.1%)
平成27年 4月1日	合計	104人	189人	28人	1,208人	591人	2,120人
		4.9%	8.9%	1.3%	57.0%	27.9%	100%
	18歳未満	1人	7人	0人	16人	10人	34人(1.6%)
	18～64歳	25人	21人	7人	237人	108人	398人(18.8%)
	78人	161人	21人	955人	473人	1,688人(79.6%)	

中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)



表 障がい等級別身体障がい者手帳交付者数の推移

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成25年 4月1日	合計	565人	330人	395人	506人	202人	153人	2,151人
		26.3%	15.3%	18.4%	23.5%	9.4%	7.1%	100%
	18歳未満	17人	10人	6人	2人	1人	3人	39人 (1.8%)
	18～64歳	138人	66人	66人	97人	53人	23人	443人 (20.6%)
	65歳以上	410人	254人	323人	407人	148人	127人	1,669人 (77.6%)
平成26年 4月1日	合計	584人	316人	386人	522人	198人	144人	2,150人
		27.2%	14.7%	18.0%	24.3%	9.2%	6.7%	100%
	18歳未満	17人	8人	5人	0人	1人	2人	33人 (1.5%)
	18～64歳	139人	67人	62人	91人	51人	22人	432人 (20.1%)
	65歳以上	428人	241人	319人	431人	146人	120人	1,685人 (78.4%)
平成27年 4月1日	合計	565人	312人	375人	524人	208人	136人	2,120人
		26.7%	14.7%	17.7%	24.7%	9.8%	6.4%	100%
	18歳未満	16人	12人	3人	0人	1人	2人	34人 (1.6%)
	18～64歳	125人	63人	62人	84人	44人	20人	398人 (18.8%)
	65歳以上	424人	237人	310人	440人	163人	114人	1,688人 (79.6%)

中部保健所報より（年齢別内訳は由布市調べ）

図 年齢別身体障がい者手帳交付者数の推移

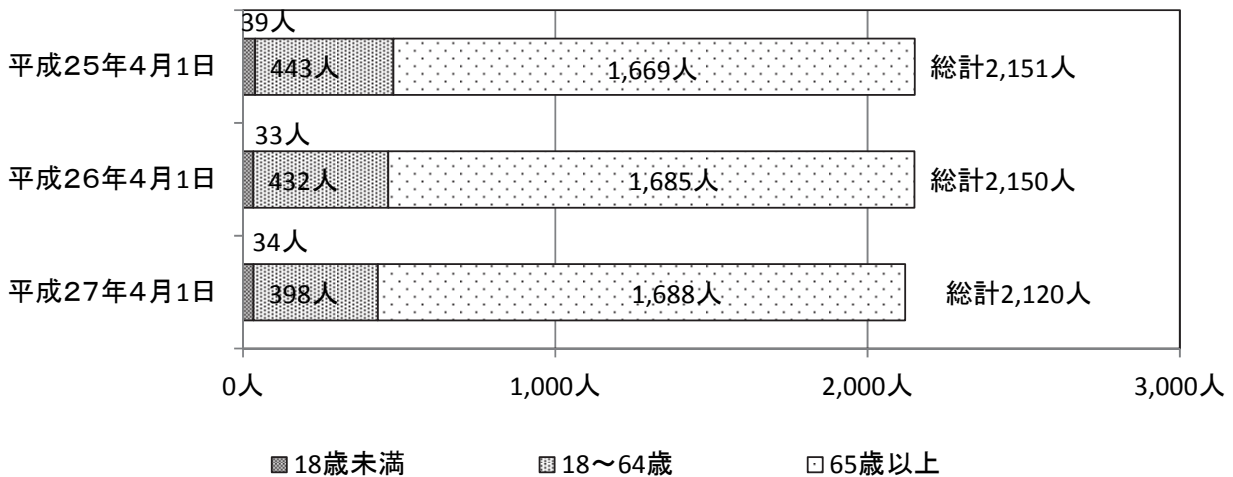


図 障がい区分別身体障がい者手帳交付率の推移

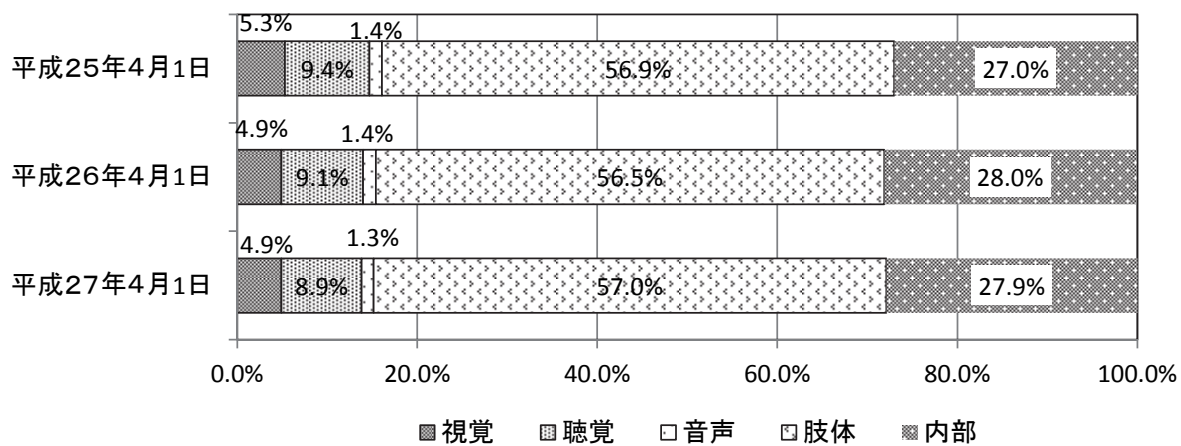
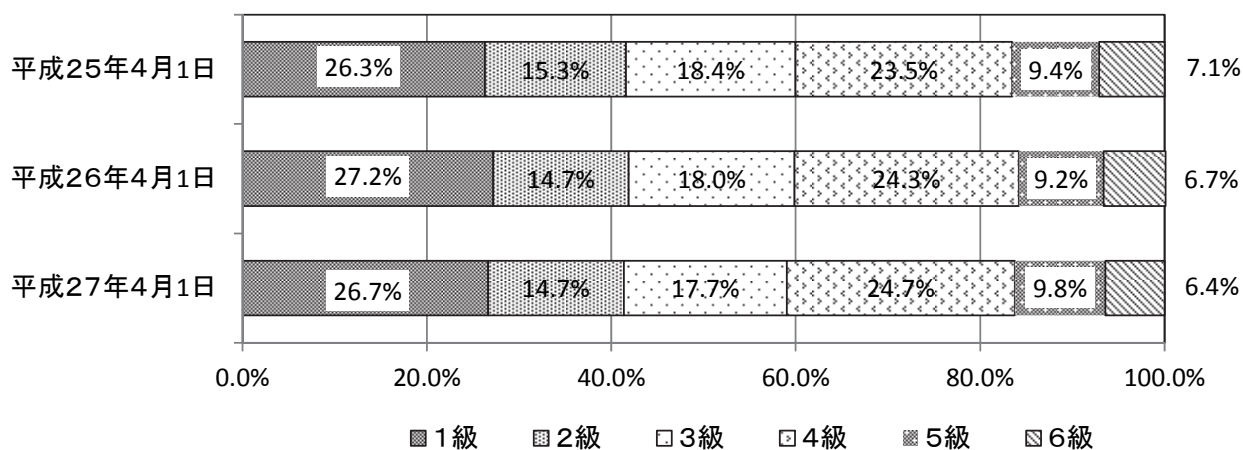


図 障がい等級別身体障がい者手帳交付率の推移



### 3) 知的障がいのある人の状況

由布市の知的障がい者数は、平成27年4月1日現在209人となっています。知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、平成24年にはA判定が39.0%でしたが、平成27年には37.8%と減少傾向にあります。

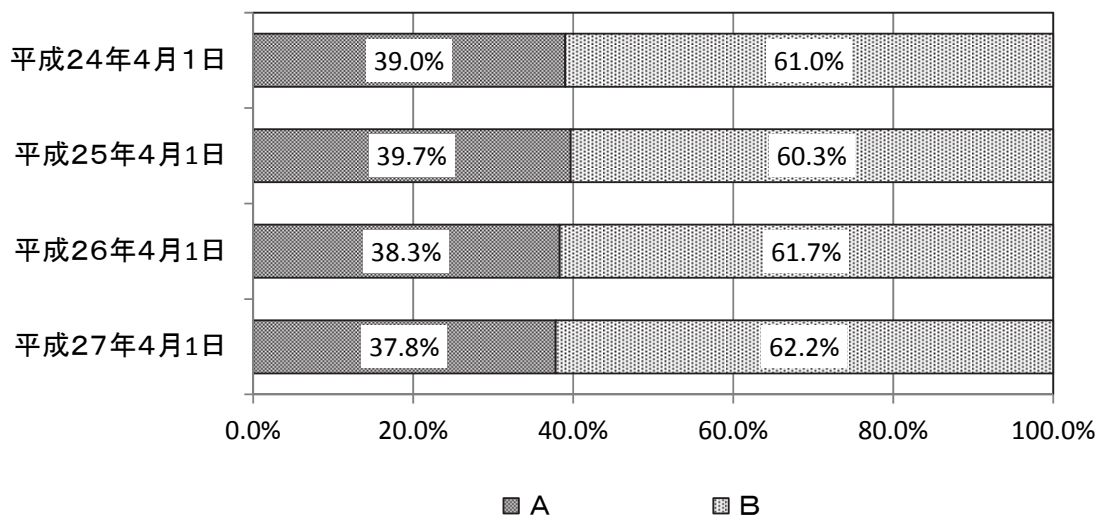
また、知的障がい者数の推移を年齢別にみると、「18歳未満」は平成24年の45人から、平成27年には38人と減少していますが、逆に「18歳以上」は平成24年の155人から平成27年には171人と増え、「18歳以上」の占める割合も81.8%と高くなっています。

表 障がい程度別療育手帳交付者数の推移

		A	B	計
平成24年4月1日	合計	78人	122人	200人
		39.0%	61.0%	100.0%
	18歳未満	20人	25人	45人 (22.5%)
	18歳以上	58人	97人	155人 (77.5%)
平成25年4月1日	合計	81人	123人	204人
		39.7%	60.3%	100.0%
	18歳未満	22人	24人	46人 (22.5%)
	18歳以上	59人	99人	158人 (77.5%)
平成26年4月1日	合計	80人	129人	209人
		38.3%	61.7%	100.0%
	18歳未満	20人	20人	40人 (19.1%)
	18歳以上	60人	109人	169人 (80.9%)
平成27年4月1日	合計	79人	130人	209人
		37.8%	62.2%	100.0%
	18歳未満	19人	19人	38人 (18.2%)
	18歳以上	60人	111人	171人 (81.8%)

中部保健所報より

図 障がい程度別療育手帳交付率の推移



#### 4) 精神障がいのある人の状況

由布市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は年々増加傾向にありましたが、平成 27 年では減少に転じ、平成 26 年の 143 人から 10 人少ない 133 人となりました。

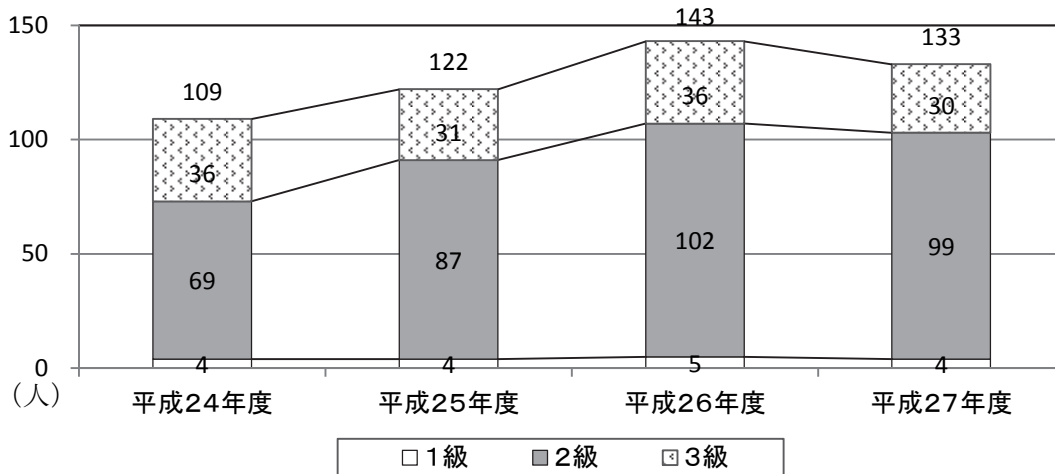
また、等級別をみると、1 級が 3.0%、2 級が 74.4%、3 級が 22.6%となっており、2 級の占める割合が高くなっています。

表 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	1級	2級	3級	総計
平成24年3月31日	4人	69人	36人	109人
	3.7%	63.3%	33.0%	100.0%
平成25年3月31日	4人	87人	31人	122人
	3.3%	71.3%	25.4%	100.0%
平成26年3月31日	5人	102人	36人	143人
	3.5%	71.3%	25.2%	100.0%
平成27年3月31日	4人	99人	30人	133人
	3.0%	74.4%	22.6%	100.0%

中部保健所報より

図 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



## 5) 障がい児の就学状況

本市の障がい児の就学状況（平成27年10月現在）は以下の通りとなっています。

表 由布市における手帳所持児童の就学状況（平成27年10月現在）

		幼稚・保育園	小学校	中学校	高等学校	計
身体障がい者 手帳	視覚	—	—	—	1	1
	聴覚	1	2	1	1	5
	音声	—	—	—	—	—
	肢体	3	5	3	3	14
	内部	2	6	2		10
療育手帳	A1	—	3	5	3	11
	A2	3	2	2	2	9
	B1	2	2	3	2	9
	B2	3	4	3	6	16
計		14	24	19	18	75

由布市調べ

表 特別支援教室の就学状況（平成27年12月現在）

小学校	中学校	計
36	17	53

由布市調べ

表 支援学校の児童生徒の状況（平成27年12月現在）

小学部	中学部	高等部	計
11	17	24	52

由布市調べ

表 専門職員の配置状況（平成27年10月現在）

特別支援教育コーディネーター	16
特別支援教育主任	29

由布市調べ

## 6) 障がい者の就業状況

大分公共職業安定所が管轄する由布市及び大分市の事業所において、障がい者の就業状況は、平成 25 年度に雇用義務事業所の従業員数が 56 人から 50 人に変更されたため、達成事業所は一旦減少しましたが、26 年度に再び増加傾向に転じました。平成 26 年度の雇用義務企業数（従業員 50 人以上の企業）360 事業所のうち、国の定める法定雇用率（2.0%）を達成した企業は、平成 23 年度より 6 ポイント減少し、49.7%となっています。

また、平成 26 年度の障がい者実雇用率は平成 23 年の 1.74%から 0.31 ポイント増加し 2.05%となっており、国の定める法定雇用率（2.0%）を達成しています。

一方、平成 26 年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は 2.28%となっており、大分公共職業安定所管内の障がい者実雇用率よりやや上回っています。達成企業の割合も 55.4%と過半数を占めており、大分公共職業安定所管内の達成企業の割合を 5.7 ポイント上回っています。

表 大分公共職業安定所(由布市管轄)における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
23 年度	57,795.0	1,005.5	1.74%	314	175	55.7%
24 年度	59,000.5	1,124.5	1.91%	329	185	56.2%
25 年度	60,994.5	1,184.5	1.94%	359	172	49.0%
26 年度	63,426.0	1,301.5	2.05%	360	179	49.7%

※平成 23 年度から短時間労働者として算入

大分公共職業安定所より

※平成 25 年度から障がい者の法定雇用率が 2.0%に変更

表 大分県内における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
23 年度	111,542.5	2,235.5	2.00%	656	395	60.2%
24 年度	113,934.5	2,393.5	2.10%	656	385	58.7%
25 年度	118,649.5	2,551.0	2.15%	705	388	55.0%
26 年度	120,402.5	2,745.0	2.28%	727	403	55.4%

※平成 23 年度から短時間労働者として算入

大分公共職業安定所より

※平成 25 年度から障がい者の法定雇用率が 2.0%に変更



## 7) 障がい者のスポーツ活動

各種スポーツ大会に積極的に参加しています。

表 平成 27 年度に開催されたスポーツ大会と参加者数

名称	参加状況
第 15 回 全国障がい者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」	大分県代表として陸上競技に 1 名出場
第 10 回 大分県障がい者スポーツ大会	31 名参加(陸上競技外)
由布市障がい者スポーツ大会	96 名参加(ゲートボール外)

由布市調べ

## (2) 医療の状況

これまでの障がいに係る公費負担医療が、平成 18 年 4 月より自立支援医療として手続きや負担の仕組み等を共通化して実施されています。

### 1) 更生医療・育成医療

障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療です。18 歳以上が更生医療、18 歳未満が育成医療の対象となります。由布市においては、平成 26 年度の利用者数が更生医療 76 人、育成医療 7 人となっています。

表 平成 26 年度更生医療受給者数表

種別	平成 27 年
肢体不自由	50
視覚障害	-
聴覚平衡機能障害	-
音声・言語・そしゃく機能障害	1
心臓機能障害	-
腎臓機能障害	24
小腸機能障害	-
肝臓機能障害	-
その他内臓障害	-
免疫機能障害	1
計	76 人

由布市調べ

表 平成 26 年度育成医療受給者数表

種別	平成 26 年
肢体不自由	-
視覚障害	1
聴覚平衡機能障害	-
音声・言語・そしゃく機能障害	1
心臓機能障害	3
腎臓機能障害	-
小腸機能障害	-
肝臓機能障害	-
その他内臓障害	2
免疫機能障害	-
計	7 人

由布市調べ

## 2) 精神通院医療

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神通院医療を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。平成 27 年は 12 月末時点で 334 人が申請しています。

表 精神通院医療申請者数

種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
症状性を含む器質性精神障害	20	22	23
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	7	6	7
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	147	147	151
気分(感情)障害	134	127	132
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	14	14	17
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	1	1
成人の人格及び行動の障害	2	2	2
精神遅滞	3	4	4
心理的発達の障害	16	16	11
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	8	9	9
てんかん	42	42	49
計	394	390	406

由布市調べ

## (3) 難病患者の状況

難病とは、原因不明で、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が極度に困難もしくは不可能であり、医療費も高額で経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。その中で、特定の疾病につき治療の確立や患者の負担軽減のために、医療費の公的負担制度があり、国、県が実施しています。

### 1) 特定疾患認定患者の状況

由布市における平成 26 年度の認定患者数は 41 疾病 283 人となっています。

表 平成 26 年度末現在の特定疾患受給者数の状況

	疾患名	人数		疾患名	人数
1	球脊髄性筋萎縮症	-(-)	29	ウルリッヒ病	-(-)
2	筋萎縮性側索硬化症	4(3)	30	遠位型ミオパチー	-(-)
3	脊髄性筋萎縮症	-(-)	31	ベスレムミオパチー	-(-)
4	原発性側索硬化症	-(-)	32	自己貪食空胞性ミオパチー	-(-)
5	進行性核上性麻痺	4(2)	33	シュワルツ・ヤンベル症候群	-(-)
6	パーキンソン病	29(7)	34	神経線維腫症	2(-)
7	大脳皮質基底核変性症	1(-)	35	天疱瘡	3(-)
8	ハンチントン病	-(-)	36	表皮水疱症	-(-)
9	神経有棘赤血球症	-(-)	37	膿疱性乾癬(汎発型)	1(-)
10	シャルコー・マリー・トゥース病	-(-)	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-(-)
11	重症筋無力症	6(-)	39	中毒性表皮壊死症	-(-)
12	先天性筋無力症候群	-(-)	40	高安動脈炎	3(-)
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	3(1)	41	巨細胞性動脈炎	-(-)
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	1(-)	42	結節性多発動脈炎	1(-)
15	封入体筋炎	-(-)	43	顕微鏡的多発血管炎	1(-)
16	クロウ・深瀬症候群	-(-)	44	多発血管炎性肉芽腫症	1(-)
17	多系統萎縮症	5(2)	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-(-)
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を 除く。)	12(6)	46	悪性関節リウマチ	6(1)
19	ライソゾーム病	-(-)	47	バージャー病	2(-)
20	副腎白質ジストロフィー	-(-)	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-(-)
21	ミトコンドリア病	1(-)	49	全身性エリテマトーデス	25(1)
22	もやもや病	3(-)	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	7(-)
23	プリオン病	1(1)	51	全身性强皮症	6(-)
24	亜急性硬化性全脳炎	-(-)	52	混合性結合組織病	3(-)
25	進行性多巣性白質脳症	-(-)	53	シェーグレン症候群	-(-)
26	HTLV-1 関連脊髄症	-(-)	54	成人スチル病	-(-)
27	特発性基底核石灰化症	-(-)	55	再発性多発軟骨炎	-(-)
28	全身性アミロイドーシス	-(-)	56	ペーチェット病	2(1)

	疾患名	人数		疾患名	人数
57	特発性拡張型心筋症	8(1)	84	サルコイドーシス	23(3)
58	肥大型心筋症	2(1)	85	特発性間質性肺炎	4(-)
59	拘束型心筋症	-(-)	86	肺動脈性肺高血圧症	1(-)
60	再生不良性貧血	4(-)	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-(-)
61	自己免疫性溶血性貧血	-(-)	88	慢性血管塞栓性肺高血圧症	-(-)
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-(-)	89	リンパ脈管筋腫症	-(-)
63	特発性血小板減少性紫斑病	7(-)	90	網膜色素変性症	-(-)
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-(-)	91	バッド・キアリ症候群	-(-)
65	原発性免疫不全症候群	-(-)	92	特発性門脈圧亢進症	-(-)
66	IgA腎症	-(-)	93	原発性胆汁性肝硬変	3(-)
67	多発性嚢胞腎	1(-)	94	原発性硬化性胆管炎	-(-)
68	黄色靭帯骨化症	1(-)	95	自己免疫性肝炎	-(-)
69	後縦靭帯骨化症	18(4)	96	クローン病	10(-)
70	広範脊柱管狭窄症	8(2)	97	潰瘍性大腸炎	48(-)
71	特発性大腿骨頭壊死症	7(-)	98	好酸球性消化管疾患	-(-)
72	下垂体性ADH分泌異常症	-(-)	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-(-)
73	下垂体性TSH分泌亢進症	-(-)	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-(-)
74	下垂体性PRL分泌亢進症	-(-)	101	腸管神経節細胞減少症	-(-)
75	クッシング病	-(-)	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-(-)
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-(-)	103	CFC症候群	-(-)
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3(-)	104	コステロ症候群	-(-)
78	下垂体前葉機能低下症	2(-)	105	チャージ症候群	-(-)
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-(-)	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-(-)
80	甲状腺ホルモン不応症	-(-)	107	全身型若年性特発性関節炎	-(-)
81	先天性副腎皮質酸素欠損症	-(-)	108	TNF受容体関連周期性症候群	-(-)
82	先天性副腎低形成症	-(-)	109	非典型型溶血性尿毒症症候群	-(-)
83	アジソン病	-(-)	110	ブラウ症候群	-(-)

中部保健所報より

## 2) 小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

由布市における平成 26 年度の小児慢性特定疾患治療研究事業の認定患者数は 28 人となっています。

表 平成 26 年度の小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

疾患	人数
悪性新生物	3
慢性腎疾患群	3
慢性呼吸器疾患群	-
慢性心疾患群	6
内分泌疾患群	3
膠原病	1
糖尿病	2
先天性代謝異常	5
血液疾患群	1
免疫疾患群	-
神経・筋疾患群	-
慢性消化器疾患群	3
染色体又は遺伝子の変化に伴う症候群	1
皮膚疾患群	-
計	28

中部保健所報より



## (4) 障がい者関連施策と事業一覧

由布市の取り扱う障がい者（児）のための制度・事業は以下の通りとなっています。

### 1) 障がい福祉サービス

#### 1) - 1 介護給付

##### ①居宅介護

居宅介護は、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

##### ②重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする状態にある人に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

##### ③同行援護

同行援護は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。

##### ④行動援護

行動援護は、障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

##### ⑤重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

## 1) - 2 日中活動系サービス

### ①生活介護

生活介護は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供をするサービスです。さらにその他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

### ②自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、身体に障がいをもつ者又は難病等対象者につき、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または対象者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

### ③自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、知的障がい又は精神障がいをもつ者につき、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または対象者の居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うサービスです。

### ④就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うサービスです。

### ⑤就労継続支援 A 型

就労継続支援 A 型は、企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うサービスです。

### ⑥就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型は、企業等に就労することが困難な障がい者のうち、年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった者や就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うサービスです。

## ⑦療養介護

療養介護は、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスです。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

## ⑧短期入所

短期入所は、居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行うサービスです。

### 1) - 3 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

#### ②施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

### 1) - 4 相談支援

#### ①計画相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者等に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行うサービスです。

#### ②地域移行支援

地域移行支援は、施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行うサービスです。

#### ③地域定着支援

地域定着支援は、居宅において単身で生活する障がい者等と常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談などを行うサービスです。

## 1) - 5 障がい児支援

### ①児童発達支援

児童発達支援は、就学前の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

### ②医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、就学前の障がいのある子どもに児童発達支援及び治療を行うサービスです。

### ③放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学中の障がいのある子どもに学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

### ④保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

### ⑤障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する、障がい児利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行うサービスです。

## 2) 地域生活支援事業

### 2) - 1 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う事業です。

### 2) - 2 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣する事業です。

## 2) - 3 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活上の便宜を図るために、用具の給付又は貸与を行う事業です。

## 2) - 4 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、聴覚障がい者との日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

## 2) - 5 移動支援事業

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動の介護を行う事業です。利用形態には個別支援型、グループ支援型、車両移送型があります。

## 2) - 6 地域活動支援センター機能強化事業

### ①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センターⅡ型は、地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業です。

### ②地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型は、地域活動支援センター基本事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業を指します。このほかに自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能な事業です。

## 2) - 7 その他の事業

### ①福祉ホームの運営

福祉ホームとは、住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する施設です。

### ②訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

### ③日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

### ④自動車改造助成事業

自動車改造助成事業は、身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成するものです。

### ⑤更生訓練費等給付事業

更生訓練費等給付事業は、就労移行支援事業又は自立訓練事業利用者、及び身体障がい者更生援護施設入所者に更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### ⑥理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

### ⑦自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う行動（ピアサポート等）に対する支援を行います。

### ⑧基幹相談支援センター等機能強化事業・住宅入居等支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門職員を配置し、地域の相談支援体制の強化の取り組みを行います。住宅入居支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居で支援が必要な障がい者等に入居支援や関係機関によるサポート体制の調整を行います。

### ⑨成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。

### ⑩成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等を適性に行うことができる法人を確保できる体制の整備等を行います。平成29年度までに実施の予定です。

### ⑪巡回支援専門員派遣事業

巡回支援専門員派遣事業は、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設及び場へ巡回等の支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。



## 2. 障がい者施策に関する市民意識

### (1) 由布市の障がい福祉に関するアンケート調査

#### (障がい者アンケート)

##### 1) 調査の概要

目的	計画策定に向けた、基礎資料とするため、障がいのある人の日常生活の状況や市の施策に対する意見を把握する目的で、アンケート調査を実施しました。
調査対象	障がい者アンケート：640名（無作為抽出） ・身体障がい者 450名（無作為抽出） ・知的障がい者 100名（無作為抽出） ・精神障がい者 90名（無作為抽出）
調査方法	配布回収とも郵送
調査期間	平成27年11月
回収状況	障がい者アンケート 332通（51.9%）

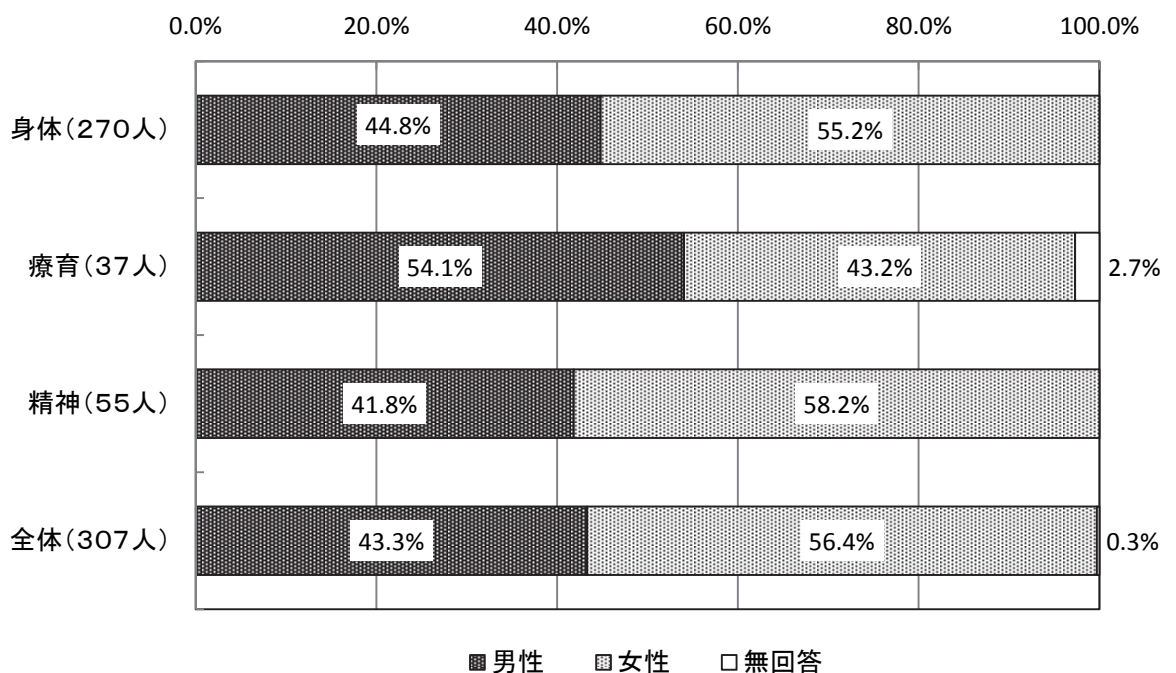
## 2) 調査結果

障がい者に対するアンケートから、障がい者の生活状況・課題、施策ニーズ等は概ね次のとおりです。

- ※ 回答が重複しているため、全体と総数が一致しない場合があります。
- ※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入しているため、択一回答における表中の比率内訳を合計しても100%にならない場合があります。

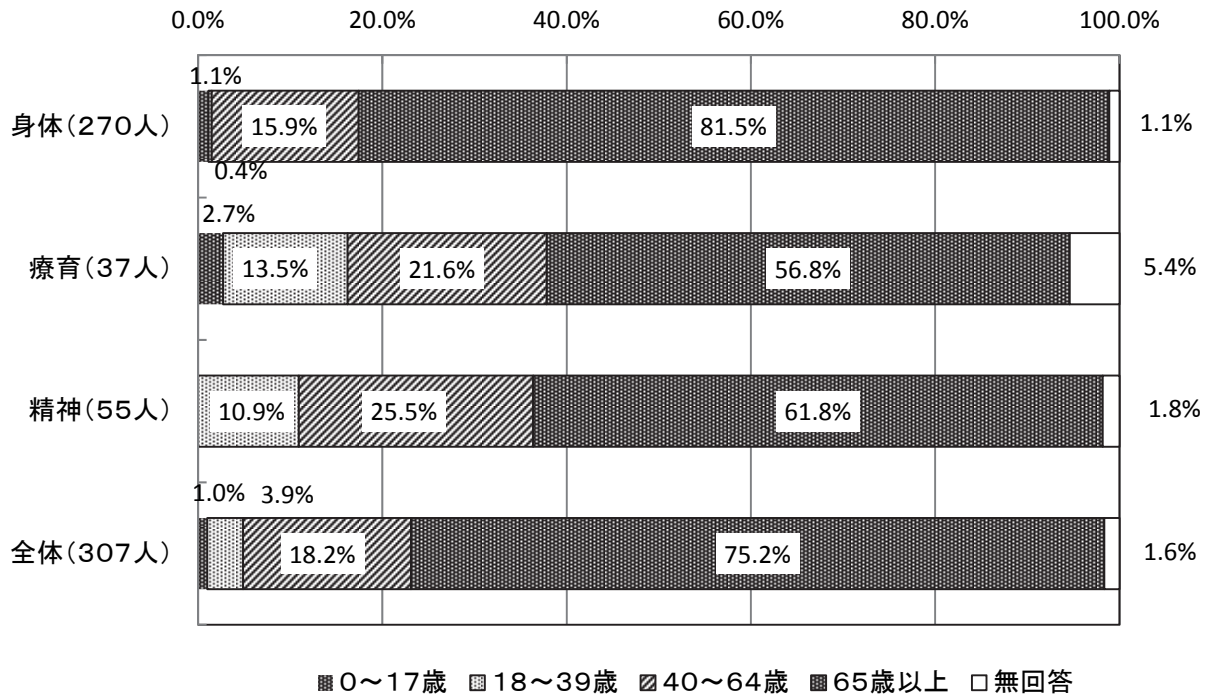
### ①性別

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
男性	121 44.8%	20 54.1%	23 41.8%	133 43.3%
女性	149 55.2%	16 43.2%	32 58.2%	173 56.4%
無回答	0 0.0%	1 2.7%	0 0.0%	1 0.3%
計	270 100.0%	37 100.0%	55 100.0%	307 100.0%



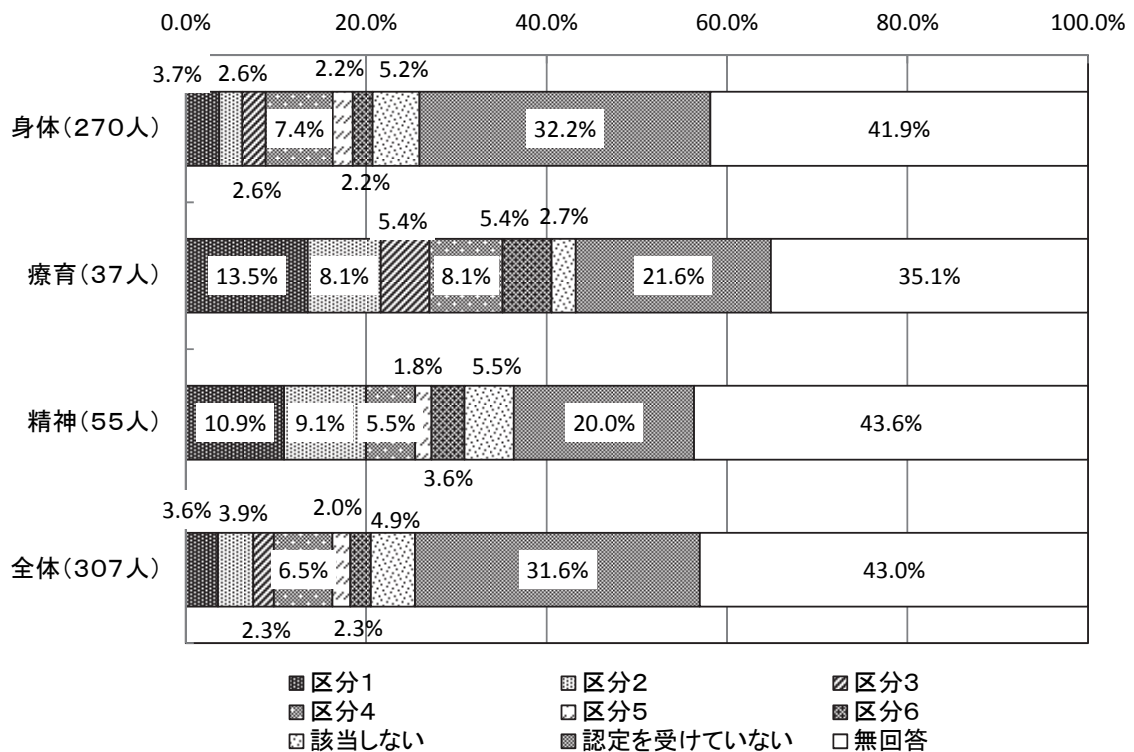
②年齢

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
0～17歳	3 1.1%	1 2.7%	0 0.0%	3 1.0%
18～39歳	1 0.4%	5 13.5%	6 10.9%	12 3.9%
40～64歳	43 15.9%	8 21.6%	14 25.5%	56 18.2%
65歳以上	220 81.5%	21 56.8%	34 61.8%	231 75.2%
無回答	3 1.1%	2 5.4%	1 1.8%	5 1.6%
計	270 100.0%	37 100.0%	55 100.0%	307 100.0%



③障害支援区分

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
区分1	10	5	6	11
	3.7%	13.5%	10.9%	3.6%
区分2	7	3	5	12
	2.6%	8.1%	9.1%	3.9%
区分3	7	2	0	7
	2.6%	5.4%	0.0%	2.3%
区分4	20	3	3	20
	7.4%	8.1%	5.5%	6.5%
区分5	6	0	1	6
	2.2%	0.0%	1.8%	2.0%
区分6	6	2	2	7
	2.2%	5.4%	3.6%	2.3%
該当しない	14	1	3	15
	5.2%	2.7%	5.5%	4.9%
認定を受けていない	87	8	11	97
	32.2%	21.6%	20.0%	31.6%
無回答	113	13	24	132
	41.9%	35.1%	43.6%	43.0%
計	270	37	55	307
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

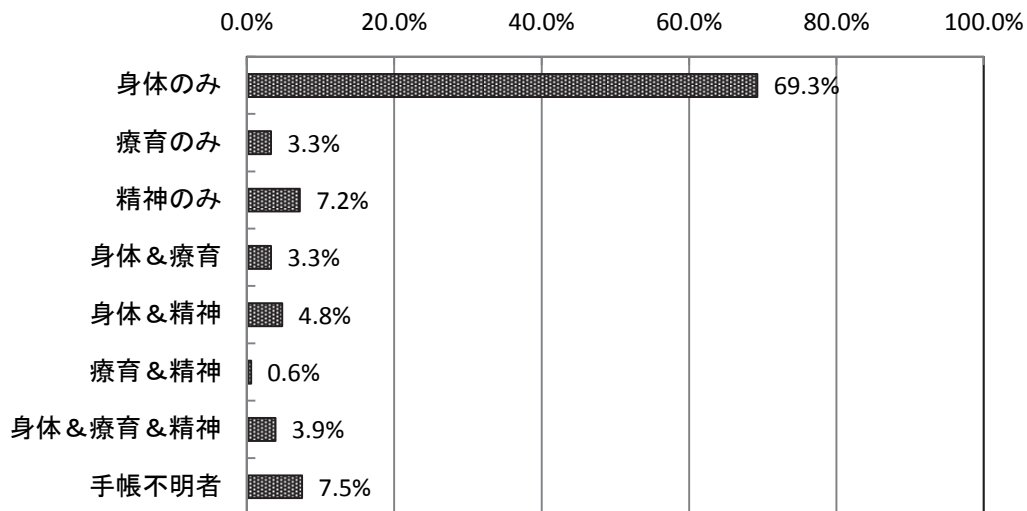


#### ④手帳の内訳

障がい者手帳の内訳	人数	%
身体のみ	230	69.3%
療育のみ	11	3.3%
精神のみ	24	7.2%
身体&療育	11	3.3%
身体&精神	16	4.8%
療育&精神	2	0.6%
身体&療育&精神	13	3.9%
手帳不明者	25	7.5%
合計	332	100.0%

※ グラフの見方

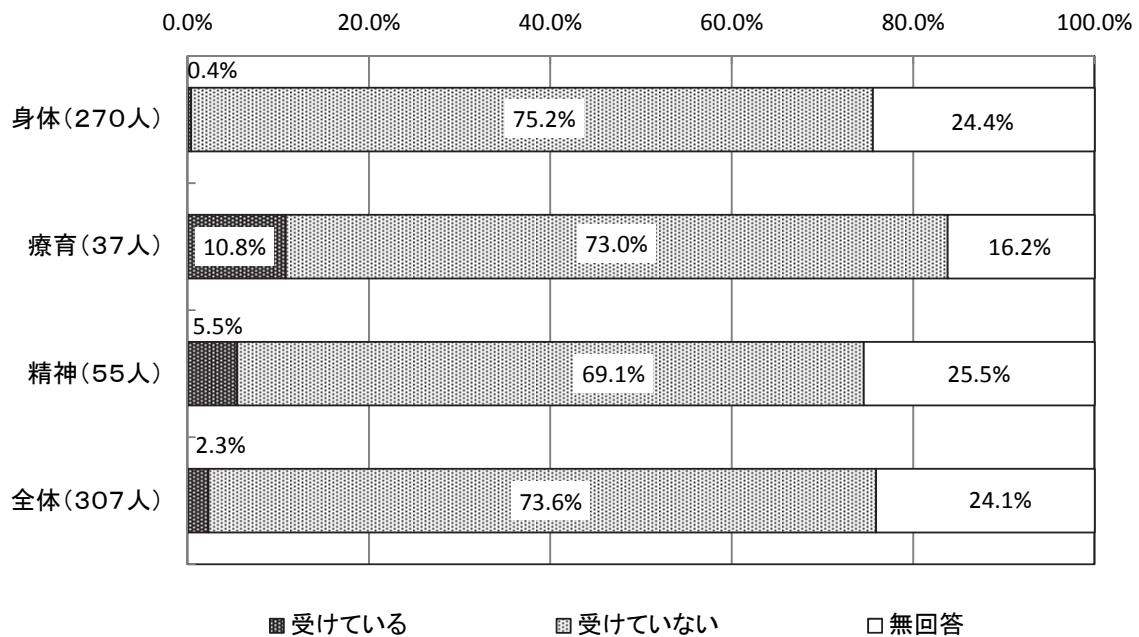
身体・療育・精神はそれぞれ手帳を持っている人の人数（1人で複数の手帳を持っている場合あり）  
 全体は手帳がかぶっていない実人数（手帳不明者は除く）



### ⑤発達障害の診断

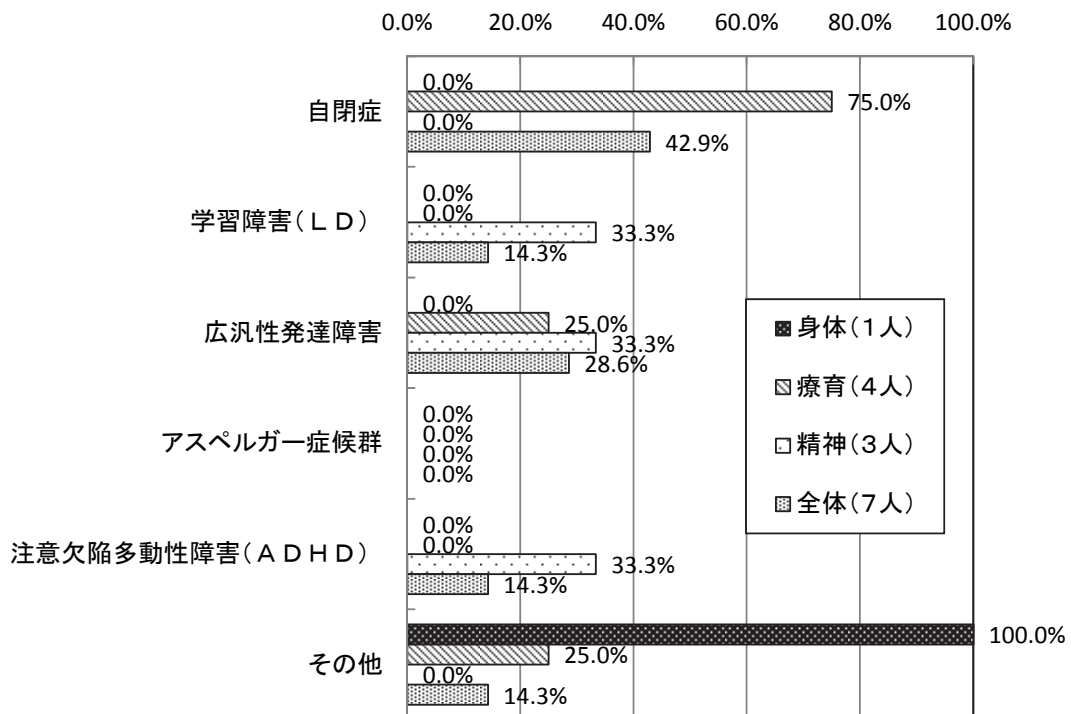
発達障害の診断については、どの障がい者も「受けていない」方が多く、全体で約7割の方が診断を受けていない状況です。

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
受けている	1 0.4%	4 10.8%	3 5.5%	7 2.3%
受けていない	203 75.2%	27 73.0%	38 69.1%	226 73.6%
無回答	66 24.4%	6 16.2%	14 25.5%	74 24.1%
計	270 100.0%	37 100.0%	55 100.0%	307 100.0%



⑥発達障害の診断名

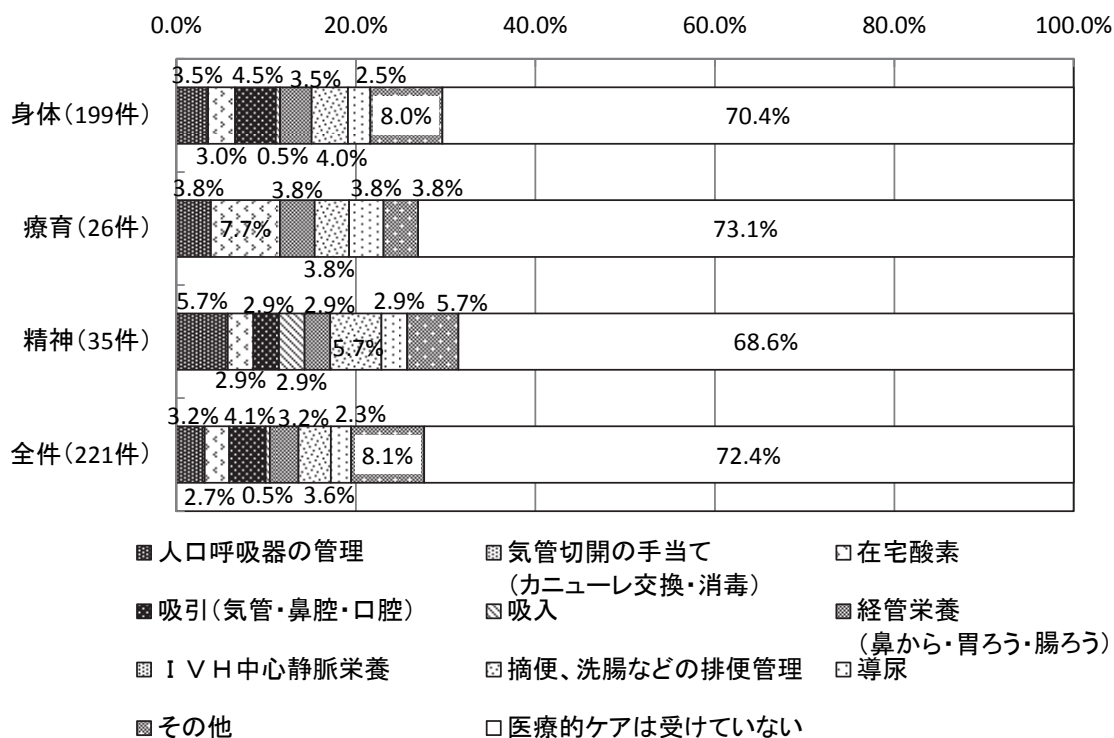
	身体(1人)	療育(4人)	精神(3人)	全体(7人)
自閉症	0	3	0	3
	0.0%	75.0%	0.0%	42.9%
学習障害(LD)	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	33.3%	14.3%
広汎性発達障害	0	1	1	2
	0.0%	25.0%	33.3%	28.6%
アスペルガー症候群	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
注意欠陥多動性障害(ADHD)	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	33.3%	14.3%
その他	1	1	0	1
	100.0%	25.0%	0.0%	14.3%
計	1	4	3	7



⑦医療ケアの受診状況（設問回答者のみ）

医療ケアの受診状況では、どの障がい者も7割前後の方が受けていない状況です。

	身体(199件)	療育(26件)	精神(35件)	全件(221件)
人口呼吸器の管理	7 3.5%	1 3.8%	2 5.7%	7 3.2%
気管切開の手当て (カニューレ交換・消毒)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
在宅酸素	6 3.0%	2 7.7%	1 2.9%	6 2.7%
吸引(気管・鼻腔・口腔)	9 4.5%	0 0.0%	1 2.9%	9 4.1%
吸入	1 0.5%	0 0.0%	1 2.9%	1 0.5%
経管栄養 (鼻から・胃ろう・腸ろう)	7 3.5%	1 3.8%	1 2.9%	7 3.2%
IVH中心静脈栄養	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
排便、洗腸などの排便管理	8 4.0%	1 3.8%	2 5.7%	8 3.6%
導尿	5 2.5%	1 3.8%	1 2.9%	5 2.3%
その他	16 8.0%	1 3.8%	2 5.7%	18 8.1%
医療的ケアは受けていない	140 70.4%	19 73.1%	24 68.6%	160 72.4%
計	199 100.0%	26 100.0%	35 100.0%	221 100.0%

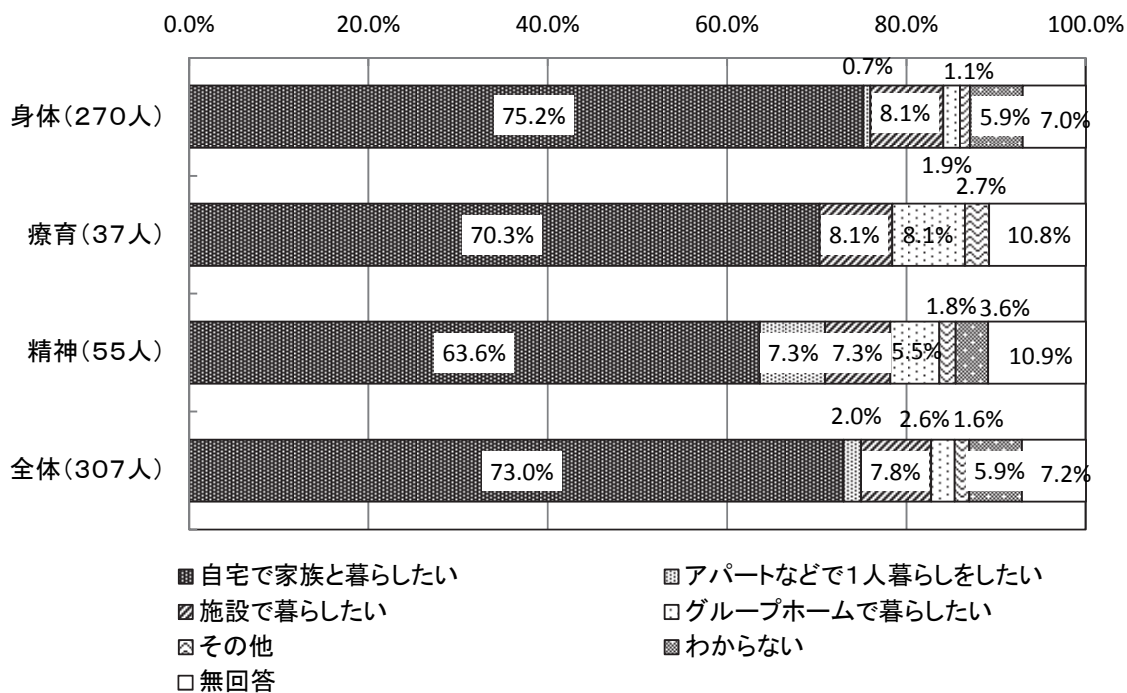




### ⑧将来の暮らし方

将来の暮らし方については、どの障がい者の方も「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高く、全体で7割を超えています。

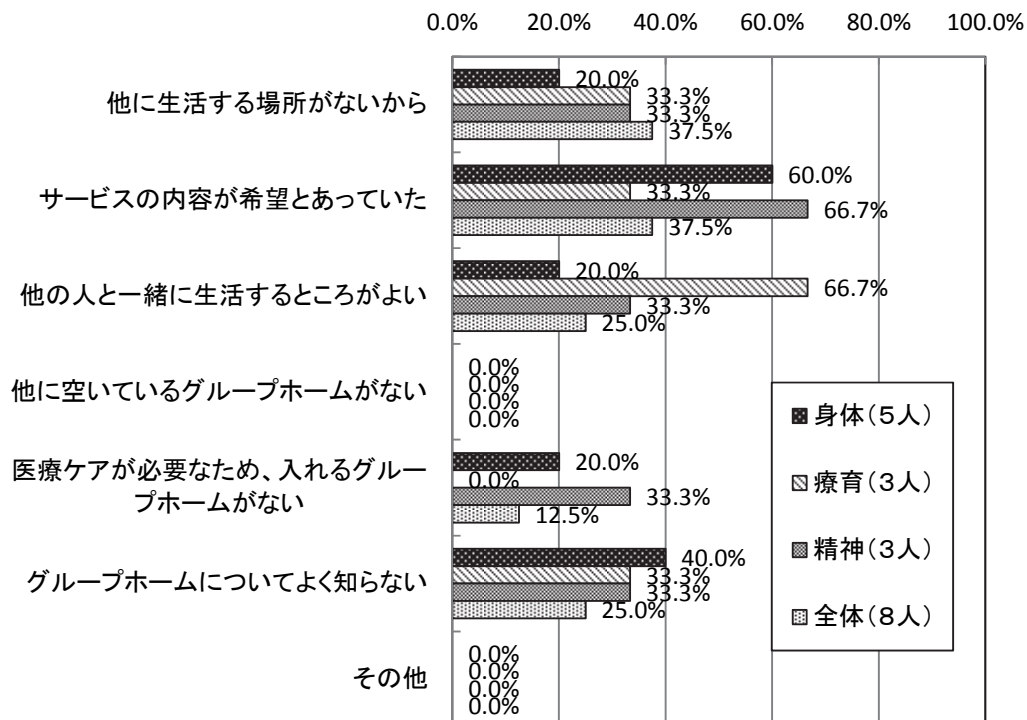
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
自宅で家族と暮らしたい	203 75.2%	26 70.3%	35 63.6%	224 73.0%
アパートなどで1人暮らしをしたい	2 0.7%	0 0.0%	4 7.3%	6 2.0%
施設で暮らしたい	22 8.1%	3 8.1%	4 7.3%	24 7.8%
グループホームで暮らしたい	5 1.9%	3 8.1%	3 5.5%	8 2.6%
その他	3 1.1%	1 2.7%	1 1.8%	5 1.6%
わからない	16 5.9%	0 0.0%	2 3.6%	18 5.9%
無回答	19 7.0%	4 10.8%	6 10.9%	22 7.2%
計	270 100.0%	37 100.0%	55 100.0%	307 100.0%



### ⑨グループホームに居住している理由

全体の人数が 8 人と少ないが、グループホームに住居している理由については、「他に生活する場所がないから」(37.5%)「サービスの内容が希望とあっていた」(37.5%)の割合が高く、「他の人と一緒に生活するところがよい」(25.0%)「グループホームについてよく知らない」(25.0%)の割合が次に高くなっています。

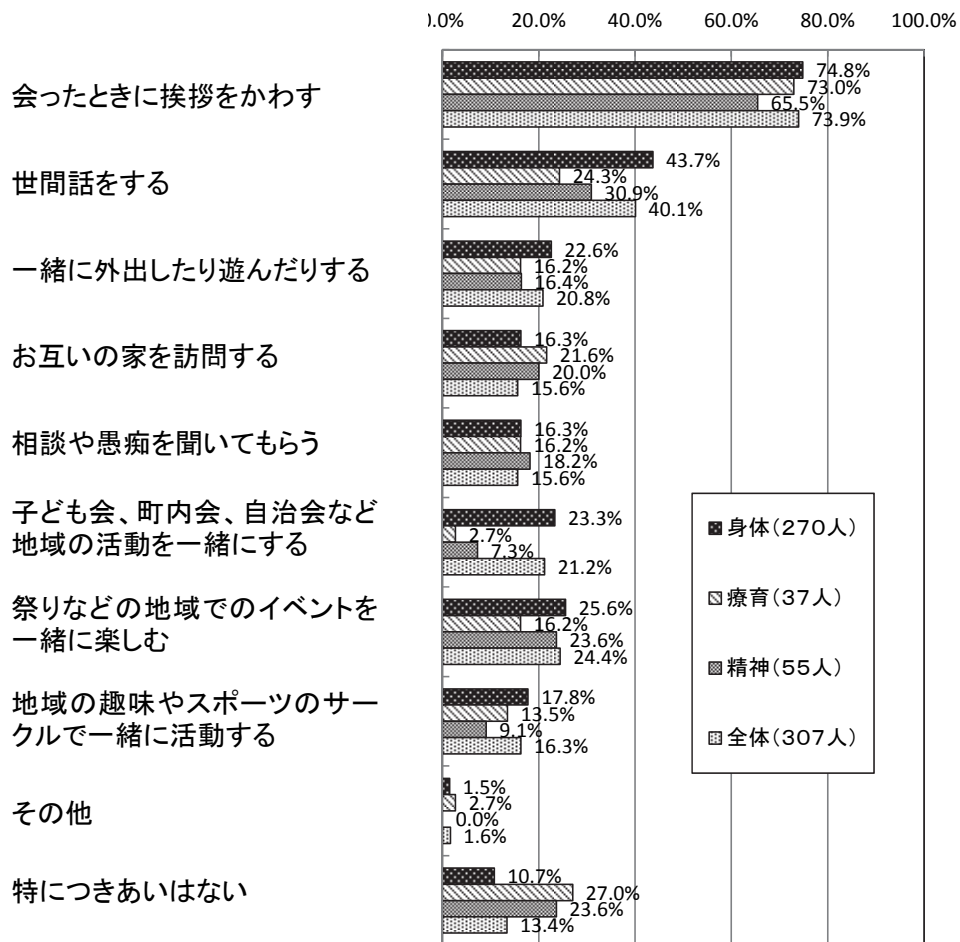
	身体(5人)	療育(3人)	精神(3人)	全体(8人)
他に生活する場所がないから	1	1	1	3
	20.0%	33.3%	33.3%	37.5%
サービスの内容が希望とあっていた	3	1	2	3
	60.0%	33.3%	66.7%	37.5%
他の人と一緒に生活するところがよい	1	2	1	2
	20.0%	66.7%	33.3%	25.0%
他に空いているグループホームがない	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療ケアが必要なため、入れるグループホームがない	1	0	1	1
	20.0%	0.0%	33.3%	12.5%
グループホームについてよく知らない	2	1	1	2
	40.0%	33.3%	33.3%	25.0%
その他	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	5	3	3	8



### ⑩近所とのつきあい方

近所とのつきあい方については、「会ったときに挨拶をかわす」（73.9％）と答え  
た方が最も多く、次に「世間話をする」（40.1％）が多くなっています。

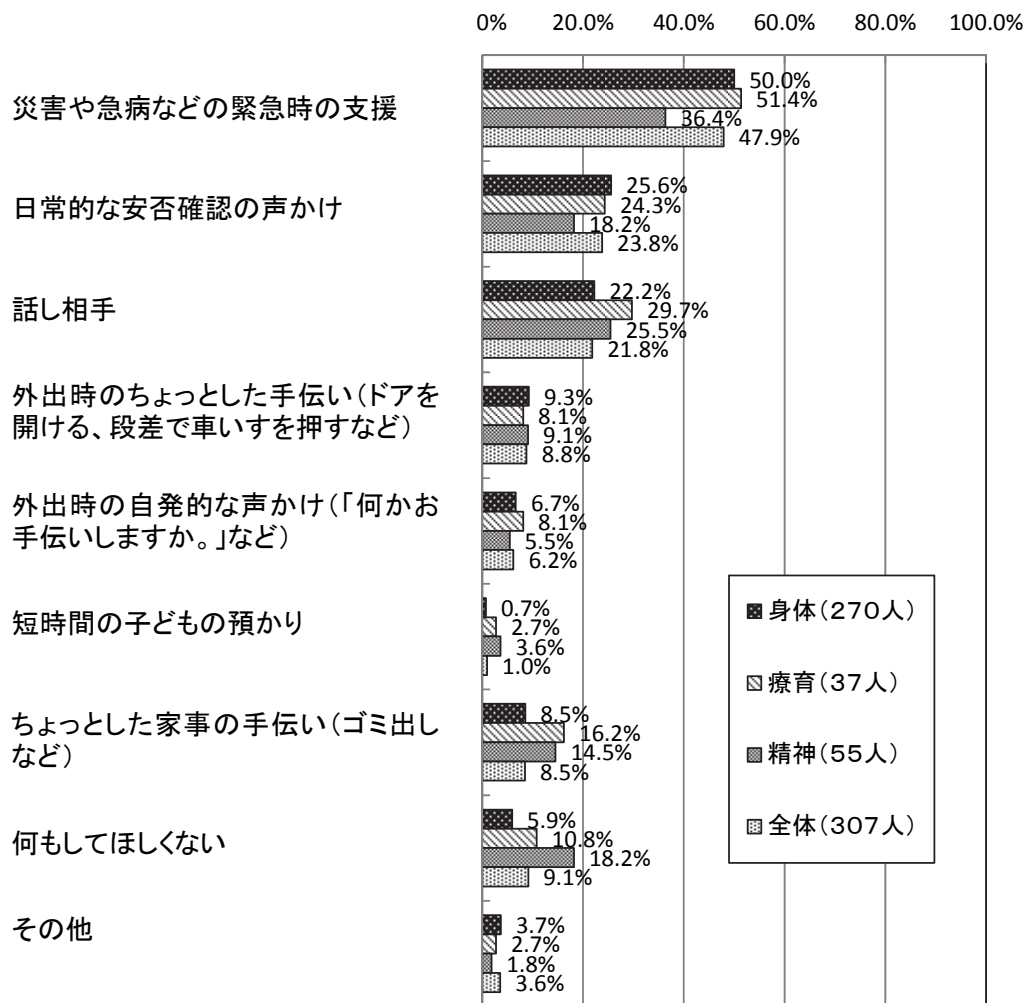
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
会ったときに挨拶をかわす	202 74.8%	27 73.0%	36 65.5%	227 73.9%
世間話をする	118 43.7%	9 24.3%	17 30.9%	123 40.1%
一緒に外出したり遊んだりする	61 22.6%	6 16.2%	9 16.4%	64 20.8%
お互いの家を訪問する	44 16.3%	8 21.6%	11 20.0%	48 15.6%
相談や愚痴を聞いてもらう	44 16.3%	6 16.2%	10 18.2%	48 15.6%
子ども会、町内会、自治会など地域の活動を一緒にする	63 23.3%	1 2.7%	4 7.3%	65 21.2%
祭りなどの地域でのイベントを一緒に楽しむ	69 25.6%	6 16.2%	13 23.6%	75 24.4%
地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する	48 17.8%	5 13.5%	5 9.1%	50 16.3%
その他	4 1.5%	1 2.7%	0 0.0%	5 1.6%
特につきあいはない	29 10.7%	10 27.0%	13 23.6%	41 13.4%
計	270	37	55	307



### ⑪近所の方にしてほしいこと

全体でみると、「災害や急病などの緊急時の支援」(47.9%)が最も多く、次に「日常的な安否確認の声かけ」(23.8%)「話し相手」(21.8%)と回答した方が多くなっています。精神障がい者の方は、「何もしてほしくない」(18.2%)と回答した方が若干多くなっています。

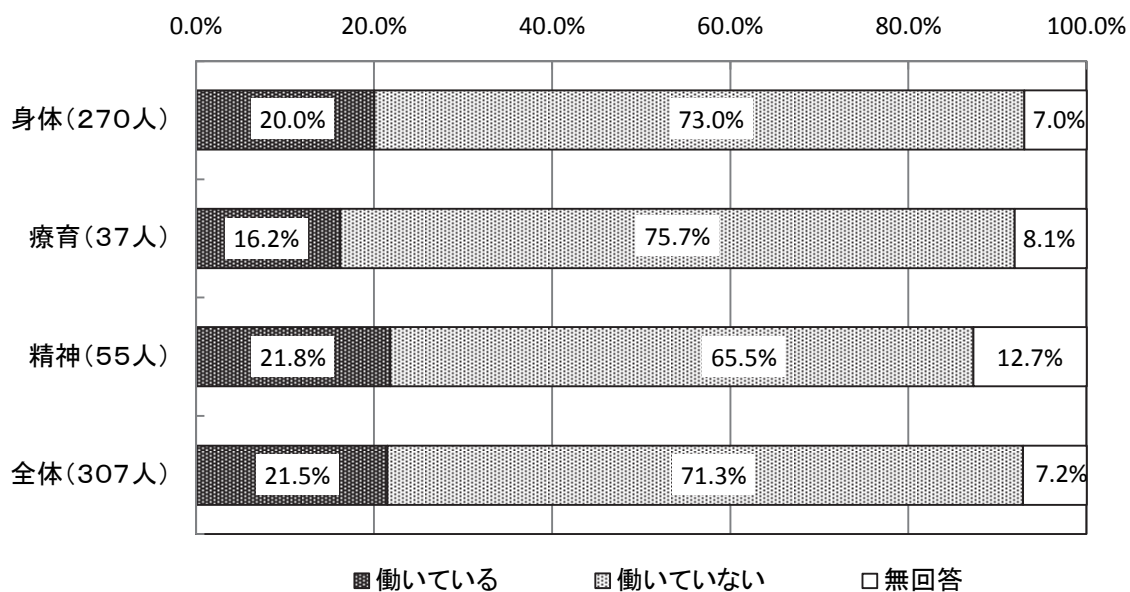
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
災害や急病などの緊急時の支援	135 50.0%	19 51.4%	20 36.4%	147 47.9%
日常的な安否確認の声かけ	69 25.6%	9 24.3%	10 18.2%	73 23.8%
話し相手	60 22.2%	11 29.7%	14 25.5%	67 21.8%
外出時のちょっとした手伝い(ドアを開ける、段差で車いすを押すなど)	25 9.3%	3 8.1%	5 9.1%	27 8.8%
外出時の自発的な声かけ(「何かお手伝いしますか。」など)	18 6.7%	3 8.1%	3 5.5%	19 6.2%
短時間の子どもの預かり	2 0.7%	1 2.7%	2 3.6%	3 1.0%
ちょっとした家事の手伝い(ゴミ出しなど)	23 8.5%	6 16.2%	8 14.5%	26 8.5%
何もしてほしくない	16 5.9%	4 10.8%	10 18.2%	28 9.1%
その他	10 3.7%	1 2.7%	1 1.8%	11 3.6%
計	270	37	55	307



⑫就労の状況

就労については全体で71.3%の方が働いていない状況です。

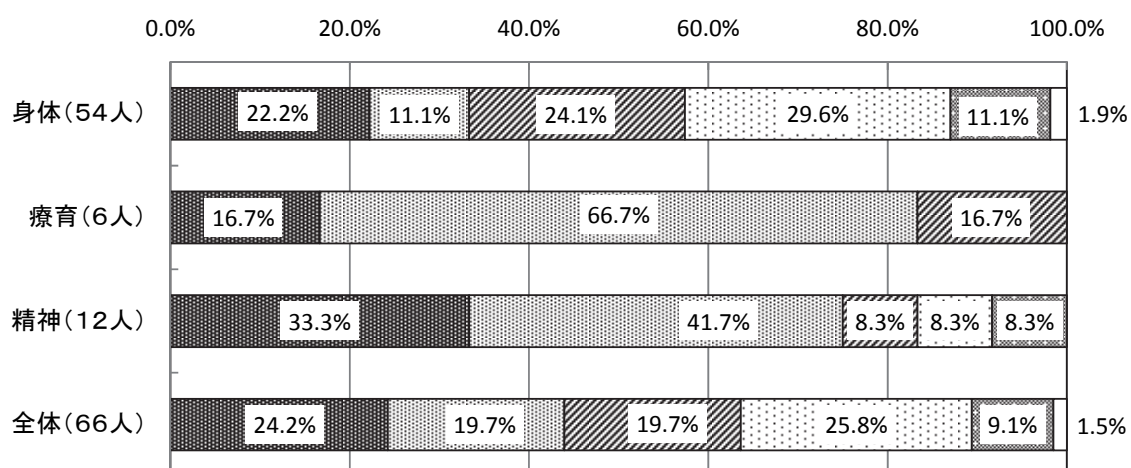
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
働いている	54	6	12	66
	20.0%	16.2%	21.8%	21.5%
働いていない	197	28	36	219
	73.0%	75.7%	65.5%	71.3%
無回答	19	3	7	22
	7.0%	8.1%	12.7%	7.2%
計	270	37	55	307
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



### ⑬就労場所

就労場所については、身体障がいの方は「家族の人がしている仕事（農業や店、工場など）の手伝い」（29.6%）「自営（自ら開業している）」（24.1%）が多く、知的障がいの方は「通所施設」（66.7%）、精神障がいの方は「通所施設」（41.7%）「企業、工場、店や役所など」（33.3%）が多くなっています。

	身体(54人)	療育(6人)	精神(12人)	全体(66人)
企業、工場、店や役所など	12 22.2%	1 16.7%	4 33.3%	16 24.2%
通所施設	6 11.1%	4 66.7%	5 41.7%	13 19.7%
自営(自ら開業している)	13 24.1%	1 16.7%	1 8.3%	13 19.7%
家族の人がしている仕事(農業や店、工場など)の手伝い	16 29.6%	0 0.0%	1 8.3%	17 25.8%
その他	6 11.1%	0 0.0%	1 8.3%	6 9.1%
無回答	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%
計	54 100.0%	6 100.0%	12 100.0%	66 100.0%



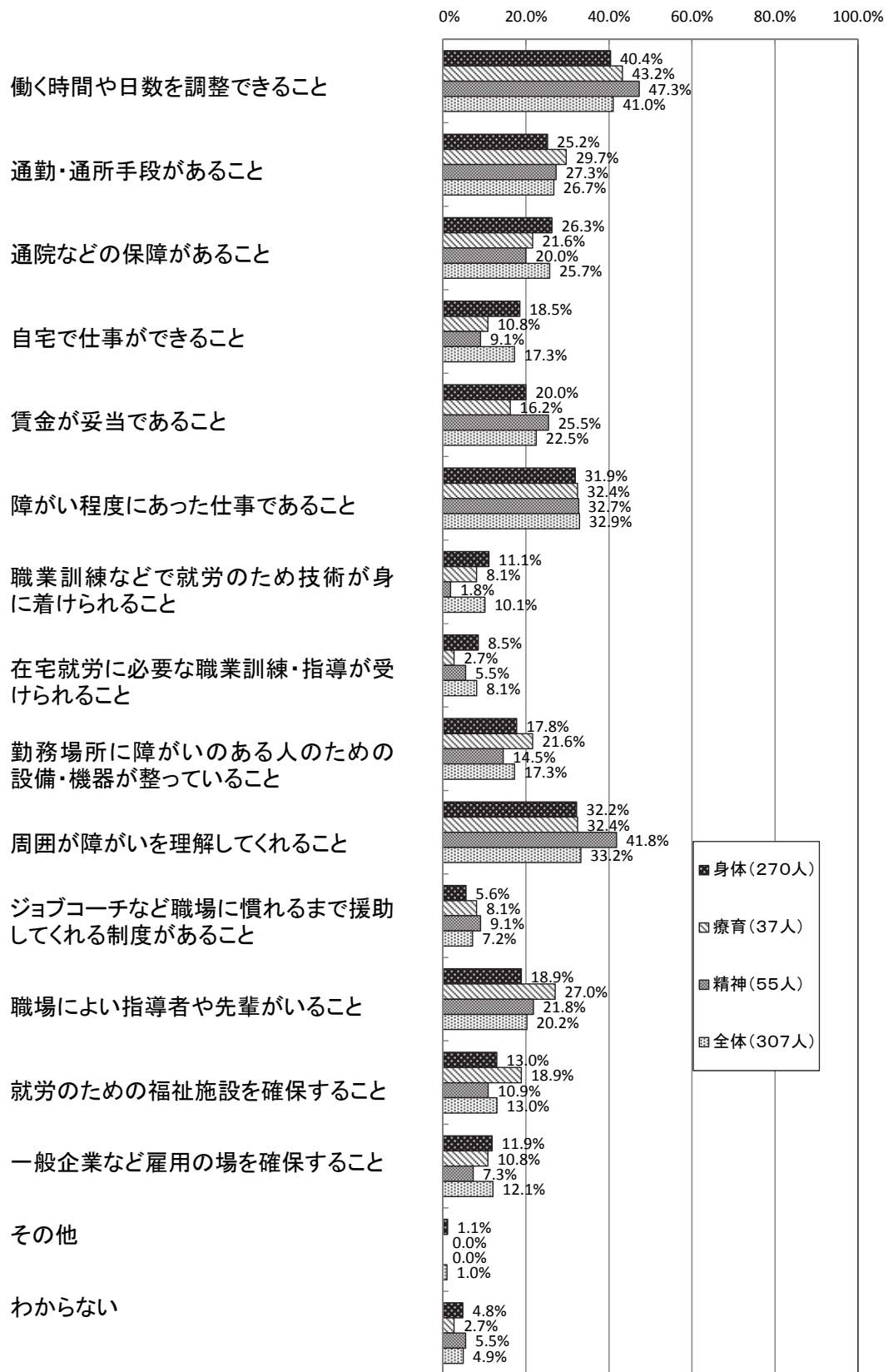
- 企業、工場、店や役所など
- 通所施設
- ▨ 自営(自ら開業している)
- ▤ 家族の人がしている仕事(農業や店、工場など)の手伝い
- ▧ その他



#### ⑭就労条件

就労条件を全体の回答でみると、「働く時間や日数を調整できること」(41.0%)の意見が最も多く、次に「周囲が障がいを理解してくれること」(33.2%)、「障がい程度にあった仕事であること」(32.9%)となっています。

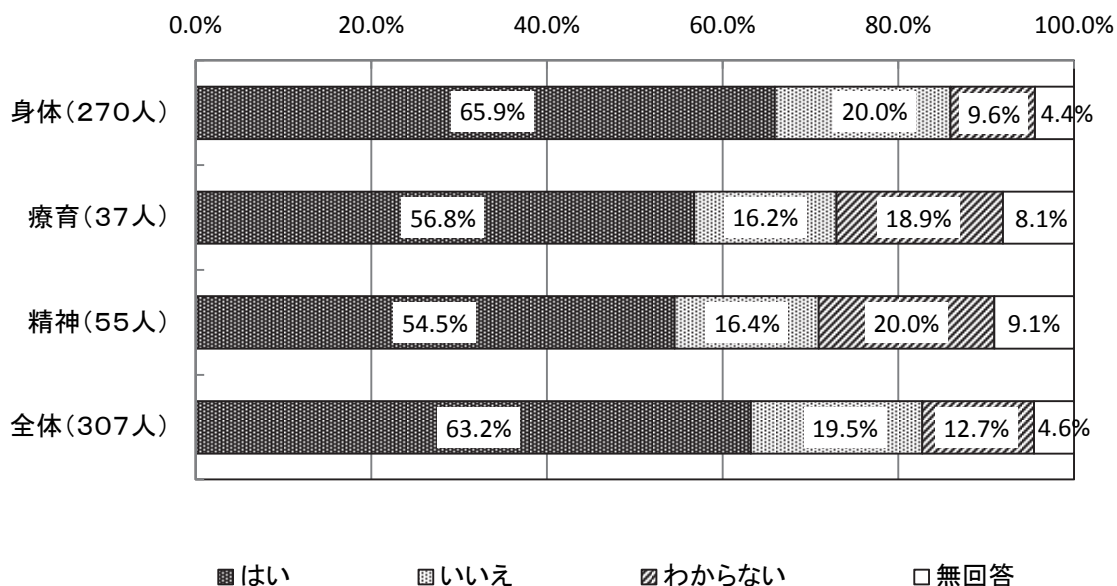
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
働く時間や日数を調整できること	109	16	26	126
	40.4%	43.2%	47.3%	41.0%
通勤・通所手段があること	68	11	15	82
	25.2%	29.7%	27.3%	26.7%
通院などの保障があること	71	8	11	79
	26.3%	21.6%	20.0%	25.7%
自宅で仕事ができること	50	4	5	53
	18.5%	10.8%	9.1%	17.3%
賃金が妥当であること	54	6	14	69
	20.0%	16.2%	25.5%	22.5%
障がい程度にあった仕事であること	86	12	18	101
	31.9%	32.4%	32.7%	32.9%
職業訓練などで就労のため技術が身に 着けられること	30	3	1	31
	11.1%	8.1%	1.8%	10.1%
在宅就労に必要な職業訓練・指導が 受けられること	23	1	3	25
	8.5%	2.7%	5.5%	8.1%
勤務場所に障がいのある人のための 設備・機器が整っていること	48	8	8	53
	17.8%	21.6%	14.5%	17.3%
周囲が障がいを理解してくれること	87	12	23	102
	32.2%	32.4%	41.8%	33.2%
ジョブコーチなど職場に慣れるまで 援助してくれる制度があること	15	3	5	22
	5.6%	8.1%	9.1%	7.2%
職場によい指導者や先輩がいること	51	10	12	62
	18.9%	27.0%	21.8%	20.2%
就労のための福祉施設を確保するこ と	35	7	6	40
	13.0%	18.9%	10.9%	13.0%
一般企業など雇用の場を確保するこ と	32	4	4	37
	11.9%	10.8%	7.3%	12.1%
その他	3	0	0	3
	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%
わからない	13	1	3	15
	4.8%	2.7%	5.5%	4.9%
計	270	37	55	307



⑮ゆふいんラヂオを聞けますか

全体の回答をみると、63.2%の方が聞ける環境にあると答えていますが、19.5%の方が聞くことができないと答えています。さらに、12.7%の方が「わからない」と答えています。

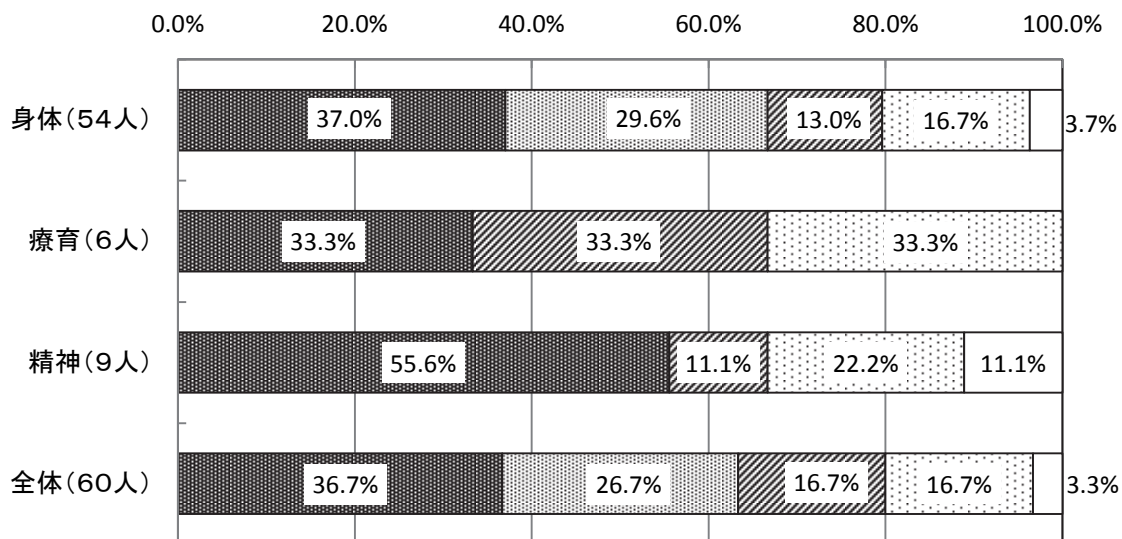
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
はい	178	21	30	194
	65.9%	56.8%	54.5%	63.2%
いいえ	54	6	9	60
	20.0%	16.2%	16.4%	19.5%
わからない	26	7	11	39
	9.6%	18.9%	20.0%	12.7%
無回答	12	3	5	14
	4.4%	8.1%	9.1%	4.6%
計	270	37	55	307
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



### ⑩ゆふいんラヂオを聞けない理由

ラジオを聞けない理由としては、全体で36.7%の方が「設置してしない」と回答しています。さらに、身体障がいの方は「電波がはいらない」(29.6%)、知的障がいの方は「(ラジオ)の使い方がわからない」(33.3%)という回答が多くなっています。

	身体(54人)	療育(6人)	精神(9人)	全体(60人)
設置してない	20	2	5	22
	37.0%	33.3%	55.6%	36.7%
電波がはいらない	16	0	0	16
	29.6%	0.0%	0.0%	26.7%
(ラジオ)の使い方がわからない	7	2	1	10
	13.0%	33.3%	11.1%	16.7%
その他	9	2	2	10
	16.7%	33.3%	22.2%	16.7%
無回答	2	0	1	2
	3.7%	0.0%	11.1%	3.3%
計	54	6	9	60
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

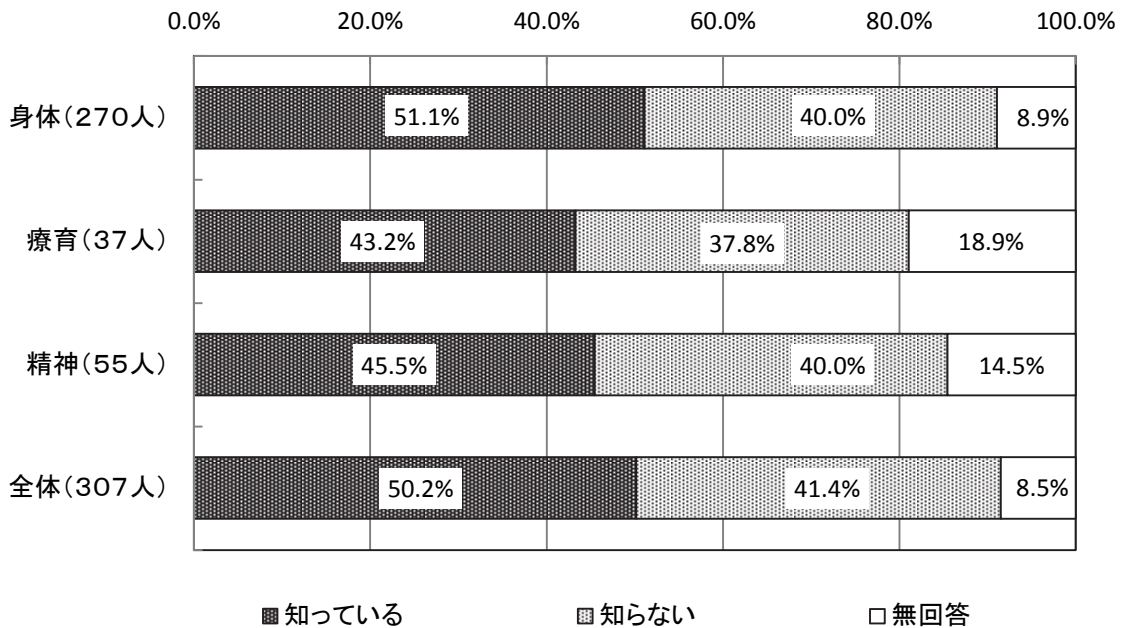


■ 設置してない ▨ 電波がはいらない ▩ (ラジオ)の使い方がわからない □ その他 □ 無回答

⑰自分の行く避難所について

避難場所については、全体で知っていると回答した方が50.2%、知らないと回答した方が41.4%でした。

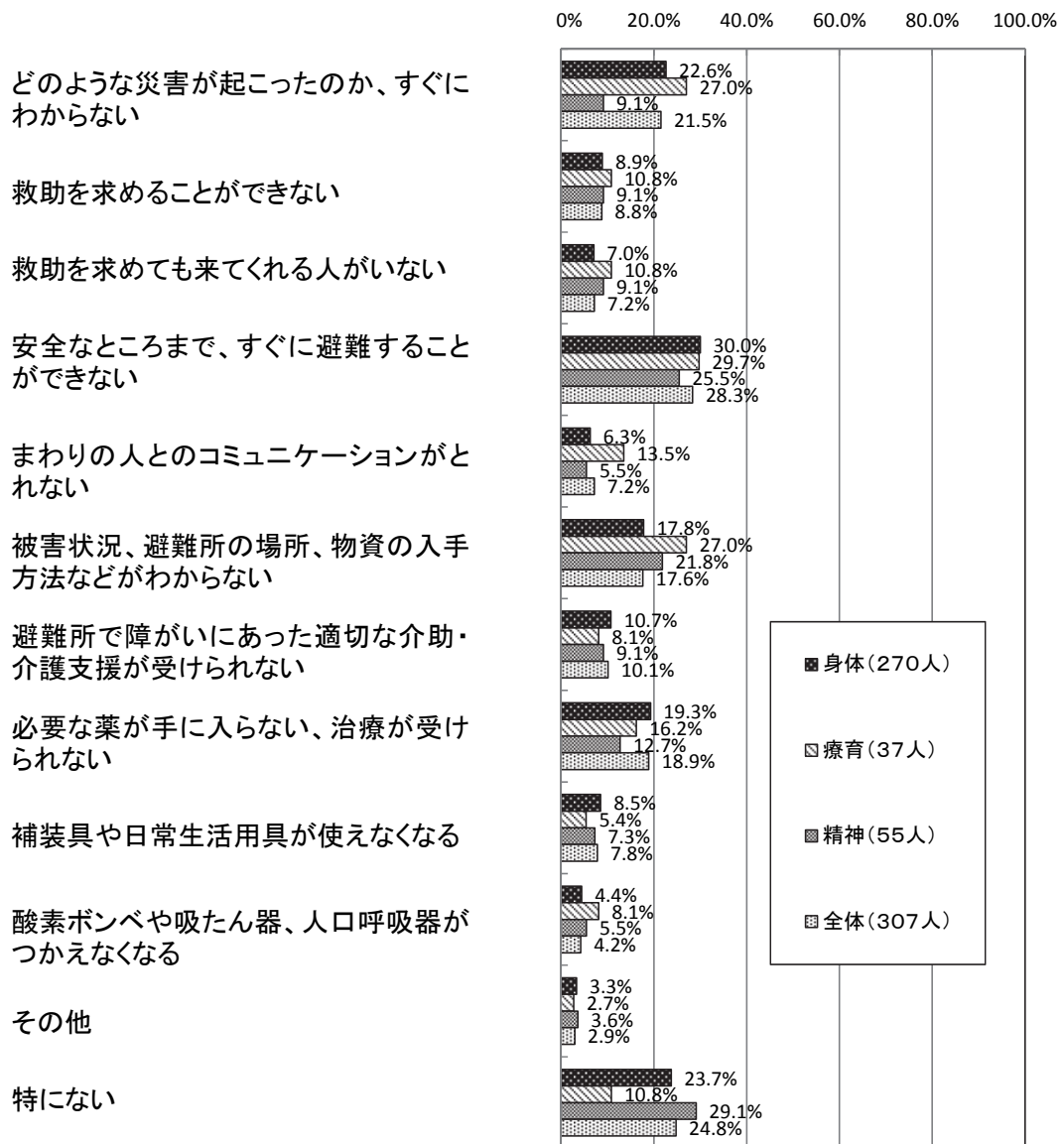
	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
知っている	138 51.1%	16 43.2%	25 45.5%	154 50.2%
知らない	108 40.0%	14 37.8%	22 40.0%	127 41.4%
無回答	24 8.9%	7 18.9%	8 14.5%	26 8.5%
計	270 100.0%	37 100.0%	55 100.0%	307 100.0%



⑱災害のときに困ることは何ですか

全体の回答をみると、多い意見は「安全なところまで、すぐに避難することができない」(28.3%)「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」(21.5%)「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(18.9%)「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(17.6%)の順になっています。  
また、「特にない」と回答された方も24.8%います。

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
どのような災害が起こったのか、すぐにわからない	61 22.6%	10 27.0%	5 9.1%	66 21.5%
救助を求めることができない	24 8.9%	4 10.8%	5 9.1%	27 8.8%
救助を求めても来てくれる人がいない	19 7.0%	4 10.8%	5 9.1%	22 7.2%
安全なところまで、すぐに避難することができない	81 30.0%	11 29.7%	14 25.5%	87 28.3%
まわりの人とのコミュニケーションがとれない	17 6.3%	5 13.5%	3 5.5%	22 7.2%
被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	48 17.8%	10 27.0%	12 21.8%	54 17.6%
避難所で障がいにあった適切な介助・介護支援が受けられない	29 10.7%	3 8.1%	5 9.1%	31 10.1%
必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	52 19.3%	6 16.2%	7 12.7%	58 18.9%
補装具や日常生活用具が使えなくなる	23 8.5%	2 5.4%	4 7.3%	24 7.8%
酸素ボンベや吸たん器、人口呼吸器がつかえなくなる	12 4.4%	3 8.1%	3 5.5%	13 4.2%
その他	9 3.3%	1 2.7%	2 3.6%	9 2.9%
特にない	64 23.7%	4 10.8%	16 29.1%	76 24.8%
計	270	37	55	307

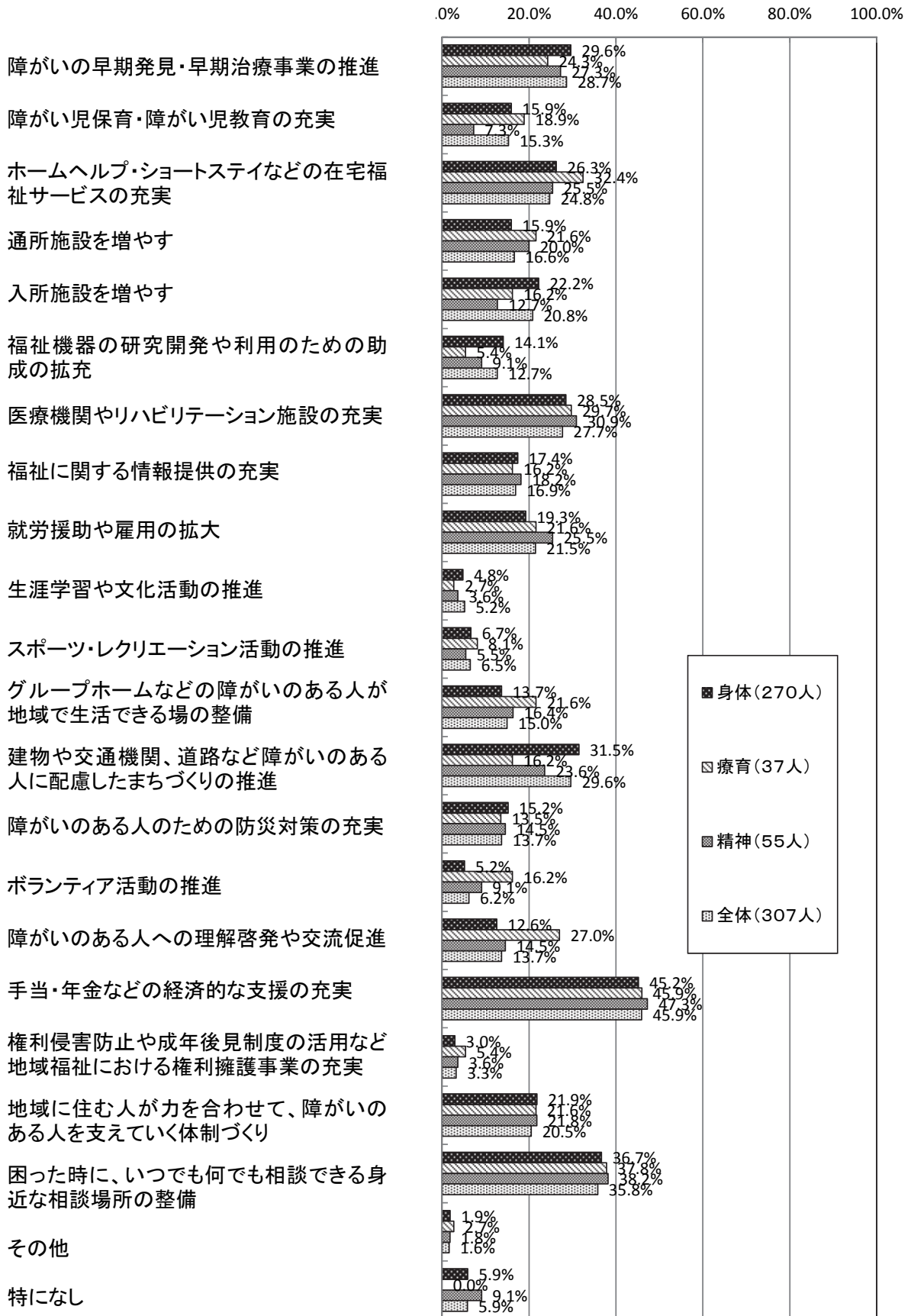


### ⑱ 共生社会の実現に必要な施策

「障がいのある人が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか」という質問に対する回答は、「手当・年金などの経済的な支援の充実」（45.9%）が最も多く、ついで「困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備」（35.8%）、「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくり」（29.6%）、「障がいの早期発見・早期治療事業の推進」（28.7%）の順でした。

	身体(270人)	療育(37人)	精神(55人)	全体(307人)
障がいの早期発見・早期治療事業の推進	80	9	15	88
	29.6%	24.3%	27.3%	28.7%
障がい児保育・障がい児教育の充実	43	7	4	47
	15.9%	18.9%	7.3%	15.3%
ホームヘルプ・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実	71	12	14	76
	26.3%	32.4%	25.5%	24.8%
通所施設を増やす	43	8	11	51
	15.9%	21.6%	20.0%	16.6%
入所施設を増やす	60	6	7	64
	22.2%	16.2%	12.7%	20.8%
福祉機器の研究開発や利用のための助成の拡充	38	2	5	39
	14.1%	5.4%	9.1%	12.7%
医療機関やリハビリテーション整備の充実	77	11	17	85
	28.5%	29.7%	30.9%	27.7%
福祉に関する情報提供の充実	47	6	10	52
	17.4%	16.2%	18.2%	16.9%
就労援助や雇用の拡大	52	8	14	66
	19.3%	21.6%	25.5%	21.5%
生涯学習や文化活動の推進	13	1	2	16
	4.8%	2.7%	3.6%	5.2%
スポーツ・レクリエーション活動の推進	18	3	3	20
	6.7%	8.1%	5.5%	6.5%
グループホームなどの障がいのある人が地域で生活できる場の整備	37	8	9	46
	13.7%	21.6%	16.4%	15.0%
建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進	85	6	13	91
	31.5%	16.2%	23.6%	29.6%
障がいのある人のための防災対策の充実	41	5	8	42
	15.2%	13.5%	14.5%	13.7%
ボランティア活動の推進	14	6	5	19
	5.2%	16.2%	9.1%	6.2%
障がいのある人への理解啓発や交流促進	34	10	8	42
	12.6%	27.0%	14.5%	13.7%
手当・年金などの経済的な支援の充実	122	17	26	141
	45.2%	45.9%	47.3%	45.9%
権利侵害防止や成年後見制度の活用など地域福祉における権利擁護事業の充実	8	2	2	10
	3.0%	5.4%	3.6%	3.3%
地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくり	59	8	12	63
	21.9%	21.6%	21.8%	20.5%
困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備	99	14	21	110
	36.7%	37.8%	38.2%	35.8%
その他	5	1	1	5
	1.9%	2.7%	1.8%	1.6%
特になし	16	0	5	18
	5.9%	0.0%	9.1%	5.9%
計	270	37	55	307





【由布市に住んで良かったと思う事】抜粋

性別	年齢	障害種別	暮らし	問28 由布市に住んで良かったと思う事
女性	60～69歳	身体	同居	温泉がある、風呂をわかさなくて良いこと
女性	80～89歳	身体	同居	福祉の町で他所より施設が充実していると思う。
女性	70～79歳	知的	一人暮らし	静かで空気がいいが、もう少し食べる施設を増やしてほしい。
男性	70～79歳	身体	同居	近隣に素晴らしい人が多い。環境がすぐれている。
女性	70～79歳	身体	一人暮らし	自然に恵まれている。特に温泉は本当にありがたい。由布岳にパワーをもらっている。
女性	80～89歳	精神	同居	民生委員がよく面倒を見てくれます。
女性	60～69歳	身体	同居	毎月、市報を楽しみにしており、行事なども知ることができ開かれた町だと思います。
男性	30～39歳	精神	同居	大分市や別府市に近い。自然が多い。
女性	60～69歳	身体	同居	医療体制が非常によくなってきたと思う。障がい者のため、安心できるような地域社会をお願いします。
男性	60～69歳	身体	同居	交通の便がよい。街が静かで落ち着いている。
男性	10歳未満	身体	同居	友達がたくさんできたこと。
男性	60～69歳	身体	同居	生活の不安が少ない。安心して暮らせる。
男性	60～69歳	身体	一人暮らし	湯布院病院で通院や訪問リハビリを受けられるのがよい。
女性	60～69歳	身体	同居	環境が良い。空気がきれい。住んでいる方が思いやりがある。
女性	70～79歳	—	同居	医療機関(ゆふいん病院)のリハビリテーションの職員の人がとても良かった
男性	50～59歳	身体	同居	子育てに関しては保育料等安く生活しやすい。
女性	80～89歳	身体	同居	デイサービスのスタッフ皆さん優しくして楽しんで行っています。この制度がいつまでも続くように願っています。
男性	70～79歳	身体	同居	健康な時は感じなかったが、今はこんなに福祉が充実していて周りに医療機関もあり、結構幸せだと思っています。
女性	60～69歳	身体	同居	障がい者への思いやりはある所
女性	70～79歳	身体	同居	地理的に動きやすく、便利です。病院もいろいろあり安心。このごろは、行政もやさしくなってきたので住みやすく感じます。
男性	70～79歳	身体	同居	県都に近く、自然や人的環境に恵まれており、特に福祉関係の取り組みが充実しており、安心して暮らせる町と思っています。
女性	20～29歳	身体	同居	福祉用具の補助や在宅サービスが充実しており助かっています
男性	80～89歳	身体	同居	通所施設が割とあるように思いますので、本当に住んでいて良かったと思います。
女性	60～69歳	身体	同居	現在の居住地では道路も素晴らしく整備され、自分で運転できるうちは自然に恵まれ最高の町だと思います。
女性	80～89歳	身体精神	同居	コミュニティバスが運行しているので、大変助かっています。
女性	80～89歳	身体精神	同居	庄内町に住んで、スーパーも近いし医者も多いし交通の便利もよいので幸せです。
女性	60～69歳	—	同居	大きな災害などがないのでよいと思います。
男性	70～79歳	身体	同居	高齢者・障がい者への支援に対する働きかけが始まったこと。(由布市安心ネットなど)
女性	90～99歳	身体知的	同居	医大が近くにあり、障がいの発見が早かったのを命を助けられ、今日グループホームに入るまで手厚い協力を得た。

性別	年齢	障害種別	暮らし	問28 由布市に住んで良かったと思う事
女性	80～89歳	身体	一人暮らし	市長さんをはじめ、由布市地域包括支援センターの事務所の方々、特に担当の方が親切にお世話を下さるので心強い。
女性	80～89歳	身体	一人暮らし	緑豊かな自然、温泉、地域住民の心の温かさ。
男性	50～59歳	身体的	同居	由布市には、大分大学医学部付属病院が近くにあることが心強い。由布市の福祉関係者が親切で対応しているのがよい。

### 【自由意見】 抜粋

性別	年齢	障害種別	暮らし	自由意見
男性	60～69歳	身体	同居	手術や入院費に助成を受けられることに感謝している。
女性	60～69歳	知的	同居	小野屋の駅か、その他に通所施設を作ってほしい。
男性	80～89歳	身体	同居	由布市の障がい福祉は充実していると思います。しかし、歩道の整備を希望します。(道路がかまぼこ状態にあり不便に思う)
女性	70～79歳	身体	一人暮らし	いつまでも歩行ができるようにと体操やプール等利用しているが、金銭面で無理が生じる。少し援助してほしい。
女性	80～89歳	身体	一人暮らし	支援の方、民生委員の方、時には家に来て困っていることなど話を聞いてほしい。
男性	60～69歳	身体	同居	由布市庄内町出身のスポーツ選手への金銭的支援を希望します。
男性	50～59歳	身体的精神	同居	歩道に駐車してあったり、歩道が狭く波打ち点字もゆがみ、この町(湯布院)は老人や障がいのある者には住みにくい町である。
女性	40～49歳	身体	同居	経済的な支援をもっと考えてほしい。働きたくても働く場がない。働けるのに働かないで保護してもらっているのは大変おかし。もっと調査すべきです。働く意思のある者、頑張っている者に対する支援が薄い。
女性	70～79歳	身体	同居	心臓の手術を受けて身体障がい1級となったが、実際、市からの補助と言えば、年1回の商品券5千円と月千円以上の医療費の返金です。医療費の場合、毎月申請書を市役所に提出するのに車がなければタクシーです。申請手続きが、もう少しどうにかならないものかと思っています。
男性	30～39歳	精神	同居	障がい者でも働きやすい場所の確保をお願いします。
男性	80～89歳	身体精神	グループホーム	高齢化が進み核家族が増えている今、入所施設が少なく待機するしかありません。デイサービス→ショートステイ→入所ができるようになると安心です。
男性	40～49歳	身体	同居	医療費申請に行った際、親切に対応していただけたのでありがたかったです。
男性	70～79歳	身体	一人暮らし	ボランティア活動への支援充実。障がい者自身のボランティア活動。地域住民の閉鎖性。地元意識が極端に強い。
男性	70～79歳	身体	一人暮らし	「住みたくなるまち挾間町」最近はこの標語が聞かれなくなりました。現状でまた役員がまわってきました。これはそれぞれの班の問題でしようが。
男性	60～69歳	身体	同居	生きている人を大切に行政を希望します。
女性	50～59歳	身体	同居	国保が高い。(収入があるとはいえ) 医療費も高く、先々が心配。
男性	60～69歳	身体	同居	従事する職員にやる気が感じられない。仕方なくやっている感じがする。

性別	年齢	障害種別	暮らし	自由意見
女性	80～89歳	身体	一人暮らし	山間部で一人暮らしと共に一人で動けない人達の事を何とかしてほしいです。今のところ、ケアマネに連絡よりないです。
男性	40～49歳	身体	同居	仕事のことなどを相談する場所が知りたいです
女性	70～79歳	身体的精神	同居	鶴田、鬼崎、下市はコミュニティバスがありませんので、外出もできません。タクシーを使用するしかありません。
女性	90～99歳	身体精神	一人暮らし	めいわくをおかけしますがよろしく願いいたします。
女性	70～79歳	身体的	同居	どんな時に利用させて頂けるのかよくわからない
男性	60～69歳	身体的	一人暮らし	姉、妹も障がいをもっていて、すぐにヘルパーさんが来てくれる。ぼくも身体が障がいなので、すぐに来てくれるヘルパーさんが来てほしい。
男性	80～89歳	身体	同居	障害者手当が少なくなった
男性	60～69歳	身体	—	障がい者、特に内部の場合、見た目で見られると健常者とほとんど変わらない事が多い。ほとんどの事に対して同じように行動出来ないのをわかってほしい。
男性	70～79歳	身体	同居	車イスなので家の者が2,3日留守をした時、ショート入所が出来る施設がほしいです。週に3回デイサービスに通っているのですが、現在ショート入所になると難しくなると言われました。
女性	60～69歳	身体	同居	今はそんなに困った事はないですが、もっと年をとっていくと交通機関や病院に行く手立てを考えると不安です。今でも重い荷物は持てないので、買い物などが大変だと思えます。タクシーだと料金が高いので。
男性	80～89歳	身体	同居	全盲です。施設で暮らしています。命つきるまで穏やかな暮らしがしたいです。皆、家族と思って楽しく暮らしています。
男性	50～59歳	身体	同居	由布市内での雇用の拡大。障がい者が就労できる企業等が多くなること。
女性	80～89歳	身体	同居	年に一度、障害支援のためのお金を頂くのでさえ申し訳なく思っております。理解して頂いてありがたいと思っております。
女性	70～79歳	—	同居	道路(歩行者用)の整理とイスがあればと思います。
女性	80～89歳	身体精神	—	障がい者手帳は持っているが、福祉サービス受給者証は持っていません。
女性	80～89歳	身体	同居	ユーバスに乗るのに、シルバーカーをバスに乗せるのを運転手の人に手伝ってもらいたいです。
男性	70～79歳	身体	同居	列車で通院したいが駅が利用できない。早急に対応して欲しい。
女性	60～69歳	身体	同居	湯布院事務所居宅介護支援事業所の方がよく来て、私の体の具合を聞いてくれるので、ありがたいと思っています。これからもよろしくお願い致します。
女性	60～69歳	身体	同居	特養施設を増やしてほしい。
女性	70～79歳	身体	同居	特に子どもに関して、どの程度の福祉が施されているのか知らないのですが、より行き届いた手当が望まれます。
女性	70～79歳	身体	同居	これから先、高齢者の増加で障がい福祉事業はますます大変だと思えますが、よろしくお願い申し上げます。
女性	30～39歳	知的	同居	他の市や県に比べてまだ充実していない。老人福祉はいろいろありますが、障がい福祉は遅れていると思います。予算もけずられて、施設等の援助もしてほしい。
女性	70～79歳	身体	一人暮らし	交通の便が悪い

性別	年齢	障害種別	暮らし	自由意見
女性	20～29 歳	身体	同居	障がい用トイレが使いづらいことがある。ドアが閉めづらかったり、欲しい所に手すりがなかったり、一般の方が入っていたこともあった。手すりはあるのに、私たち目線で作られていなかった。
女性	70～79 歳	精神	同居	交通の便利が悪いので外に行けない。人に頼らなければならないので困る。
男性	80～89 歳	身体	同居	社協のデイサービスに通っています。シルバーの職員は大変多忙のようですが、しっかり行き届いたサービスをして頂いていますが、もう一人二人増やして頂きたいです。
女性	80～89 歳	身体	同居	職員さんの優しい対応に心がやすらぎ、安心していられます
女性	80～89 歳	身体	一人暮らし	私自身障がい者ですが、心配りが行き届いていると思います。
女性	60～69 歳	身体	同居	介護に携わる人材をより増加・育成して欲しいです。人材不足を痛感します。
女性	70～79 歳	身体	同居	障がい手帳2級を申請したが、杖について5mほど歩くのがやっとなのに、却下されたことに不満を感じている。審査の仕方をもっと考えるべきだと思う。
女性	60～69 歳	身体 知的 精神	同居	バスも1週間に2便は来ますが、帰りのバスがなく、この辺の人達はタクシーで帰って来ます。私も夫がいる間はいいのですが、1人になったら、もう少しバスを増やしてください。
男性	50～59 歳	身体	同居	活動内容をPRする。障がい者の意見を聞く。
女性	60～69 歳	—	同居	障がいの人が多くなるとと思いますが、みんなで楽しい場所を作ってほしいです。
男性	40～49 歳	精神	同居	由布市内での就労(企業)が少ないので、大分市内まで行かないといけないのが難点。(別府市含む)
男性	80～89 歳	身体	同居	二世帯で暮らしていますが、生計は全く別で私共は年金だけで生活しています。支援によって世帯全体の収入で判断され、受けられるべき支援が受けられないのはおかしいと思います。
女性	90～99 歳	身体 知的	同居	介護3～4くらいの時が一番支援が必要ではないかと思います。その頃には食事も薬品的なものにかわり、個人出費が大きいかさみました。すべては個人負担です。介護しながら仕事をしている家族のケアなども必要かと。ストレスで病院通いが続きました。
女性	70～79 歳	身体	同居	今、デイサービスに行っております。週1回利用料が安くなるようにしてください。
男性	20～29 歳	知的	同居	親が死んでからも、地域で安心して生活できるグループホームなどの場所をもっと増やしてほしい。
女性	80～89 歳	身体	一人暮らし	障がいを持ちながら、年々歳を重ね不自由な事も多くなり、この先どのような生活ができるのか不安を感じます。
女性	50～59 歳	身体	一人暮らし	実際に日常で補装具が必要なのに、程度が軽いと認められないという法律はおかしいと思っています。市町村で差があります。大分県として、一律に対応してほしいと思います。

## (2) 由布市の障がい福祉に関するアンケート調査 (市民アンケート)

### 1) 調査の概要

目的	計画策定に向けた、基礎資料とするため、市民皆様の意識や市の施策に対する意見を把握する目的で、アンケート調査を実施しました。
調査対象	市民アンケート : 由布市民 約 174 名 (無作為抽出)
調査方法	配布回収とも郵送
調査期間	平成 27 年 11 月
回収状況	市民アンケート 111 通 (63.8%)

### 2) 調査結果

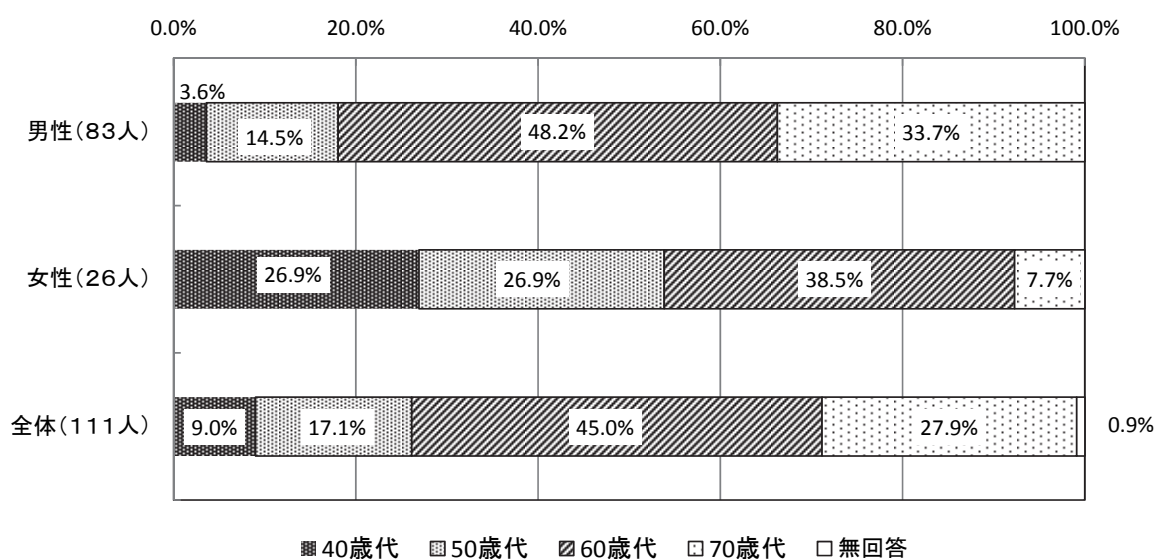
市民に対するアンケートから、市民の障がい者に関する意識や、障がい者施策に対する意見は概ね次のとおりです。

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入しているため、択一回答における表中の比率内訳を合計しても 100%にならない場合があります。

①年齢

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
40 歳代	3	7	10
	3.6%	26.9%	9.0%
50 歳代	12	7	19
	14.5%	26.9%	17.1%
60 歳代	40	10	50
	48.2%	38.5%	45.0%
70 歳代	28	2	31
	33.7%	7.7%	27.9%
無回答	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.9%
計	83	26	111
	100.0%	100.0%	100.0%

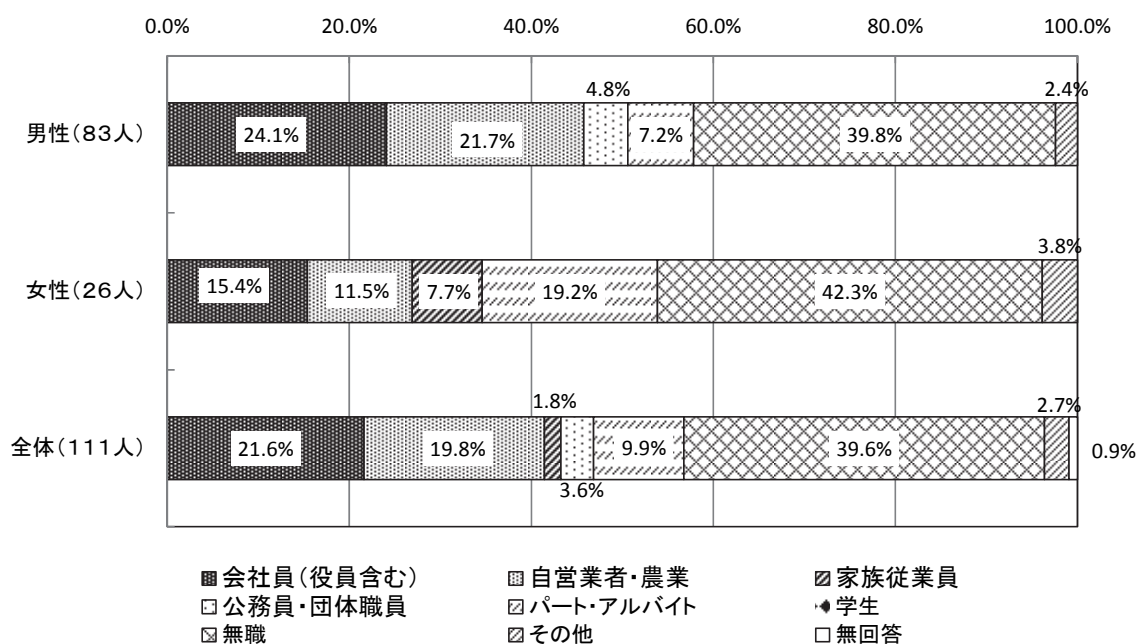
※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます



## ②職業

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
会社員（役員含む）	20 24.1%	4 15.4%	24 21.6%
自営業者・農業	18 21.7%	3 11.5%	22 19.8%
家族従業員	0 0.0%	2 7.7%	2 1.8%
公務員・団体職員	4 4.8%	0 0.0%	4 3.6%
パート・アルバイト	6 7.2%	5 19.2%	11 9.9%
学生	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無職	33 39.8%	11 42.3%	44 39.6%
その他	2 2.4%	1 3.8%	3 2.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%
計	83 100.0%	26 100.0%	111 100.0%

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます



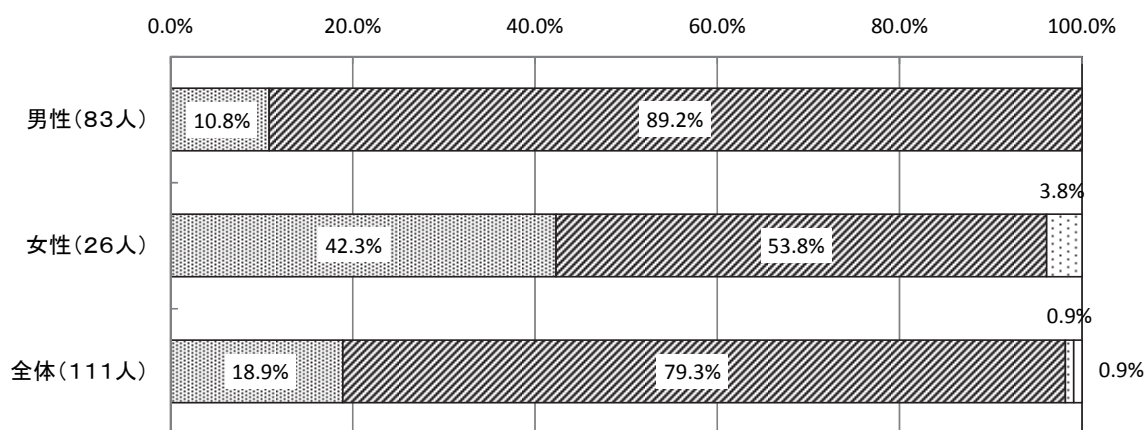


### ③「みんなのトイレ」の利用状況

車椅子利用者のための「みんなのトイレ」を利用することがありますかという質問に対して、全体では「利用の必要がない・利用したことはない」と回答した方が79.3%で最も多くなりました。「ときどき利用する」の回答は18.9%で低い割合でしたが、女性は男性と比べ多く、42.3%の方が「ときどき利用する」と回答しています。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
頻繁に利用する	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ときどき利用する	9 10.8%	11 42.3%	21 18.9%
利用の必要がない・利用したことはない	74 89.2%	14 53.8%	88 79.3%
わからない	0 0.0%	1 3.8%	1 0.9%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%
計	83 100.0%	26 100.0%	111 100.0%

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます



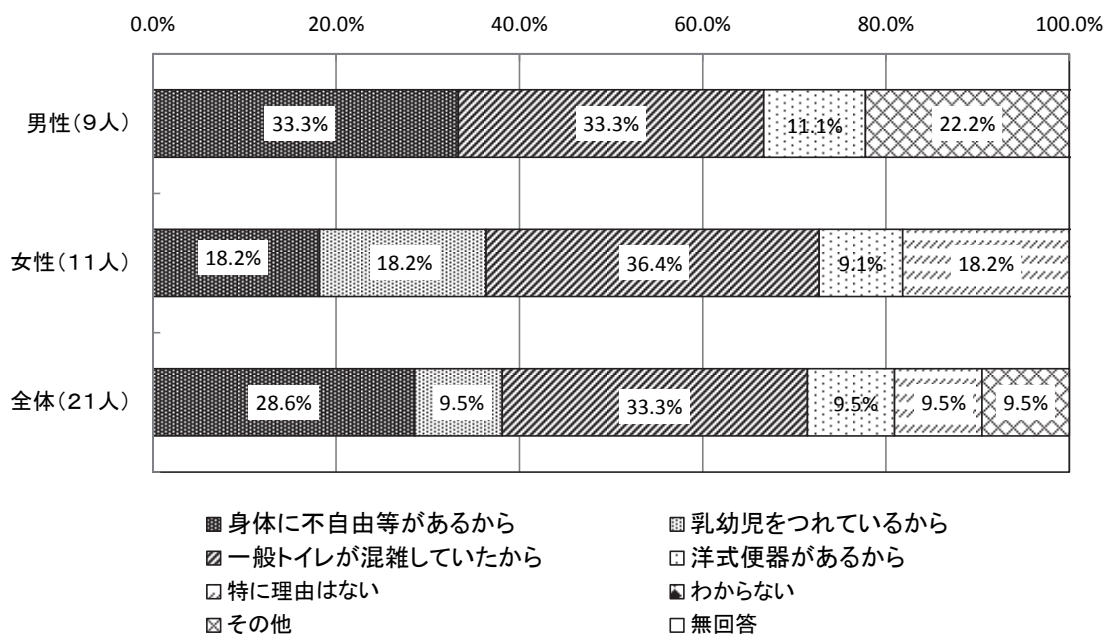
頻繁に利用する  
 ときどき利用する  
 利用の必要がない・利用したことはない  
 わからない  
 無回答

#### ④利用理由

「みんなのトイレ」利用理由を全体でみると「一般トイレが混雑していたから」(33.3%)が最も多く、次に「身体に不自由等があるから」(28.6%)でした。

	男性(9人)	女性(11人)	全体(21人)
身体に不自由等があるから	3 33.3%	2 18.2%	6 28.6%
乳幼児をつれているから	0 0.0%	2 18.2%	2 9.5%
一般トイレが混雑していたから	3 33.3%	4 36.4%	7 33.3%
洋式便器があるから	1 11.1%	1 9.1%	2 9.5%
特に理由はない	0 0.0%	2 18.2%	2 9.5%
わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	2 22.2%	0 0.0%	2 9.5%
計	9 100.0%	11 100.0%	21 100.0%

※全体(21人)には、性別不明者1名が含まれます

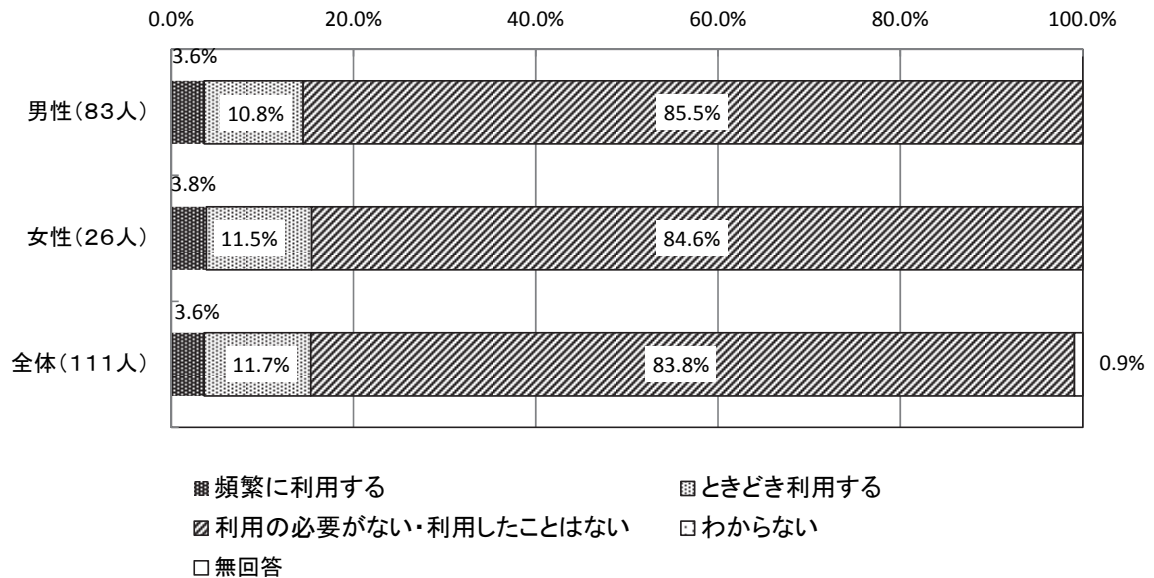


### ⑤障がい者等優先駐車場の利用

障がい者等優先駐車場を「頻繁に利用する」と回答した方は全体の 3.6%で、ほとんどの方が「利用の必要がない・利用したことはない」(83.8%)と回答しています。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
頻繁に利用する	3	1	4
	3.6%	3.8%	3.6%
ときどき利用する	9	3	13
	10.8%	11.5%	11.7%
利用の必要がない・利用したことはない	71	22	93
	85.5%	84.6%	83.8%
わからない	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.9%
計	83	26	111
	100.0%	100.0%	100.0%

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます

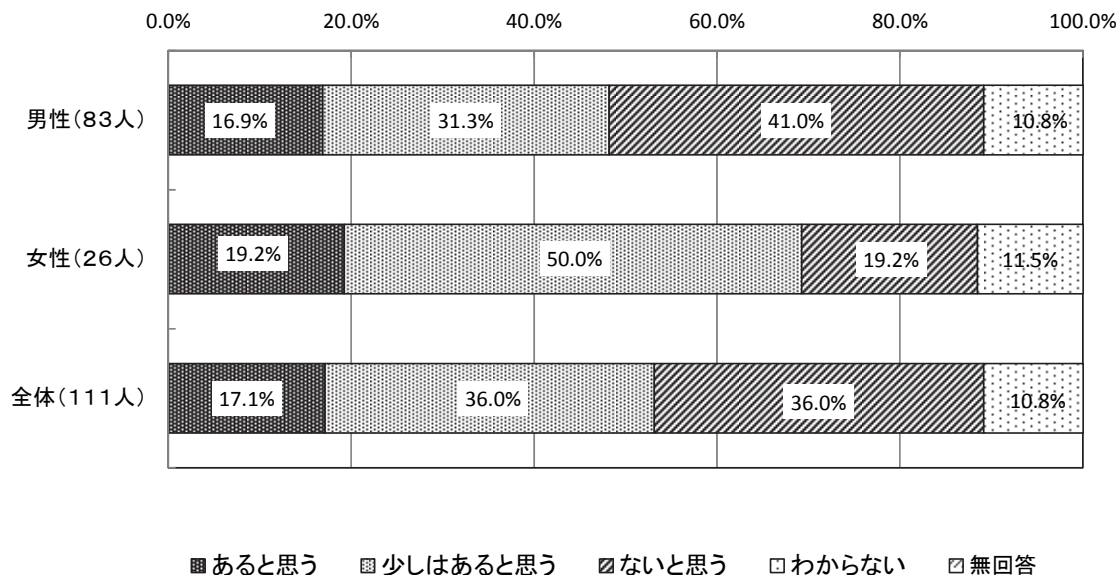


### ⑥世の中に差別があると思うか

「地域社会の中に、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか」という質問に対して、全体で「あると思う」「少しはあると思う」と回答した方が合わせて53.1%、「ないと思う」と回答した方が36.0%でした。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
あると思う	14	5	19
	16.9%	19.2%	17.1%
少しはあると思う	26	13	37
	31.3%	50.0%	36.0%
ないと思う	34	5	40
	41.0%	19.2%	36.0%
わからない	9	3	12
	10.8%	11.5%	10.8%
計	83	26	111
	100.0%	100.0%	100.0%

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます

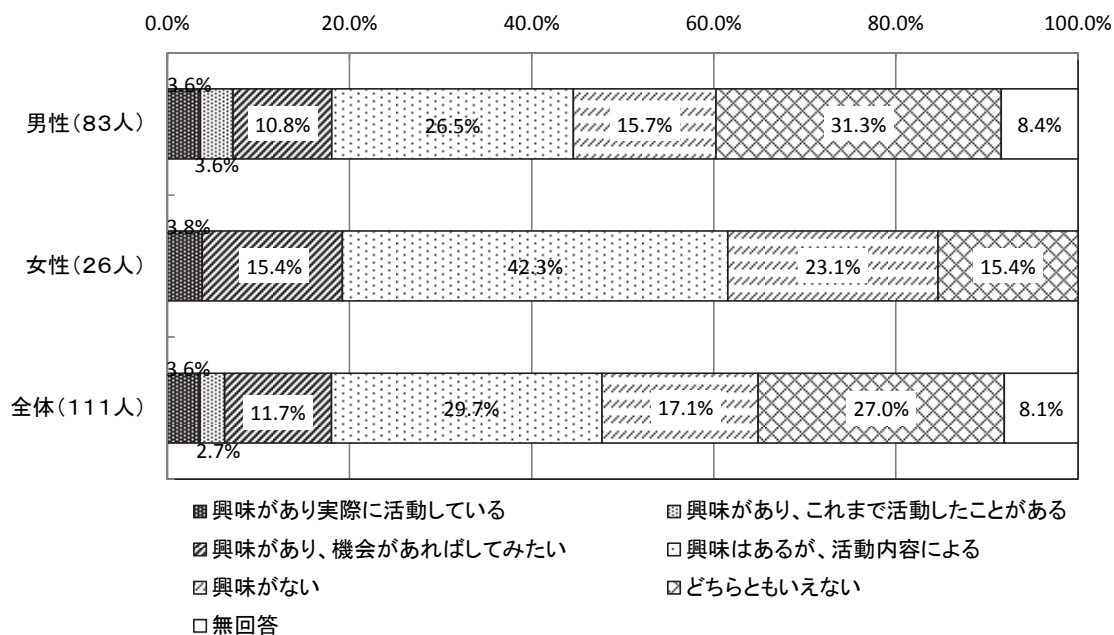


### ⑦障がいボランティアに対する興味

障がいボランティアに対する興味については、全体で「興味はあるが、活動内容による」が29.7%と最も多い回答ですが、「どちらともいえない」と回答した方も27.0%あります。女性は「興味はあるが、活動内容による」とする回答が42.3%と高くなっています。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
興味があり実際に活動している	3 3.6%	1 3.8%	4 3.6%
興味があり、これまで活動したことがある	3 3.6%	0 0.0%	3 2.7%
興味があり、機会があればしてみたい	9 10.8%	4 15.4%	13 11.7%
興味はあるが、活動内容による	22 26.5%	11 42.3%	33 29.7%
興味がない	13 15.7%	6 23.1%	19 17.1%
どちらともいえない	26 31.3%	4 15.4%	30 27.0%
無回答	7 8.4%	0 0.0%	9 8.1%
計	83 100.0%	26 100.0%	111 100.0%

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます

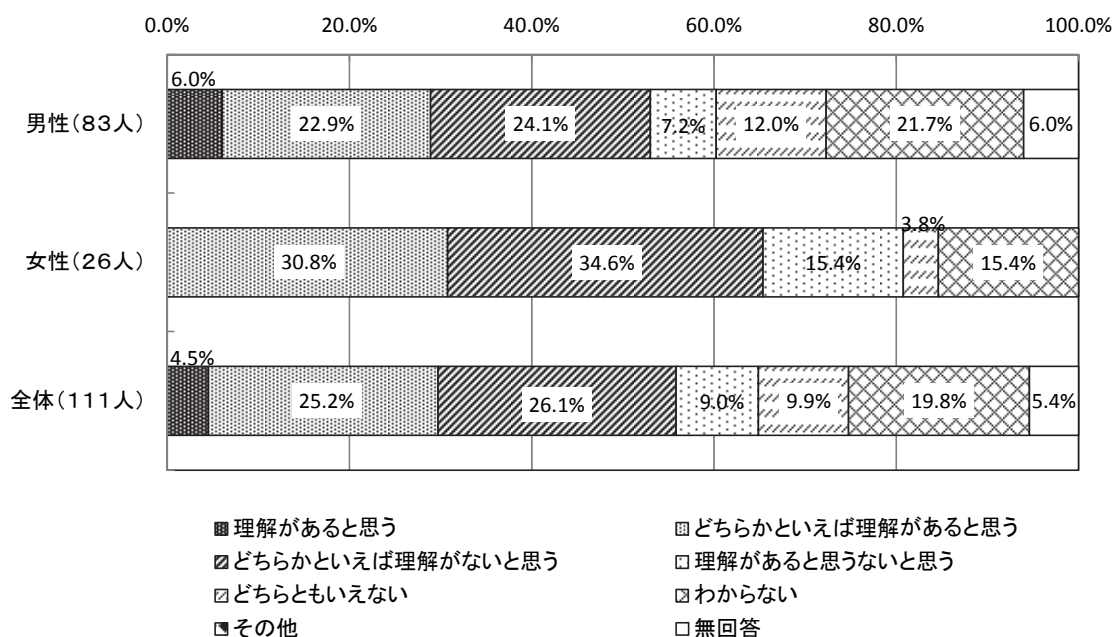


### ⑧発達障害に対する市民の理解

発達障害に対する市民の理解については、全体で「どちらかといえば理解があると思う」(25.2%)「どちらかといえば理解がないと思う」(26.1%)が同じくらいの回答でしたが、「わからない」も19.8%ありました。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
理解があると思う	5	0	5
	6.0%	0.0%	4.5%
どちらかといえば理解があると思う	19	8	28
	22.9%	30.8%	25.2%
どちらかといえば理解がないと思う	20	9	29
	24.1%	34.6%	26.1%
理解がないと思う	6	4	10
	7.2%	15.4%	9.0%
どちらともいえない	10	1	11
	12.0%	3.8%	9.9%
わからない	18	4	22
	21.7%	15.4%	19.8%
その他	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	5	0	6
	6.0%	0.0%	5.4%
計	83	26	111
	100.0%	100.0%	100.0%

※全体(111人)には、性別不明者2名が含まれます

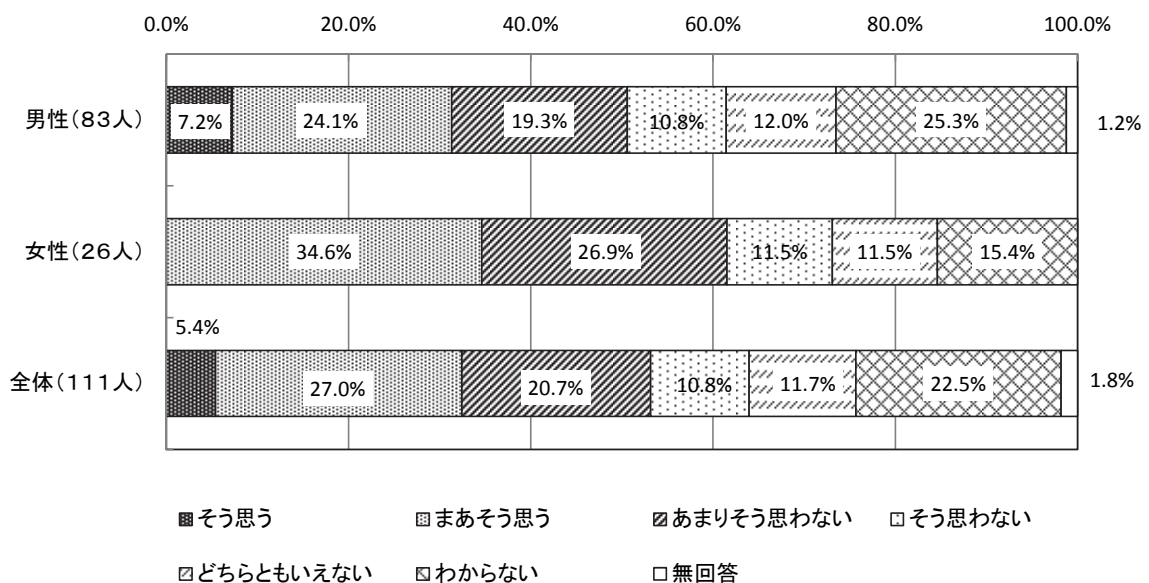


⑨障がいがある人にとって由布市は暮らしやすいまちか

障がいがある人にとって由布市は暮らしやすいまちかという質問に対して、全体で「そう思う」(5.4%)「まあそう思う」(27.0%)が合わせて32.4%、「あまりそう思わない」(20.7%)「そう思わない」(10.8%)が合わせて31.5%とほぼ同数でした。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
そう思う	6	0	6
	7.2%	0.0%	5.4%
まあそう思う	20	9	30
	24.1%	34.6%	27.0%
あまりそう思わない	16	7	23
	19.3%	26.9%	20.7%
そう思わない	9	3	12
	10.8%	11.5%	10.8%
どちらともいえない	10	3	13
	12.0%	11.5%	11.7%
わからない	21	4	25
	25.3%	15.4%	22.5%
無回答	1	0	2
	1.2%	0.0%	1.8%
計	83	26	111
	100.0%	100.0%	100.0%

※全体(111人)には、性別不明者2名が含まれます



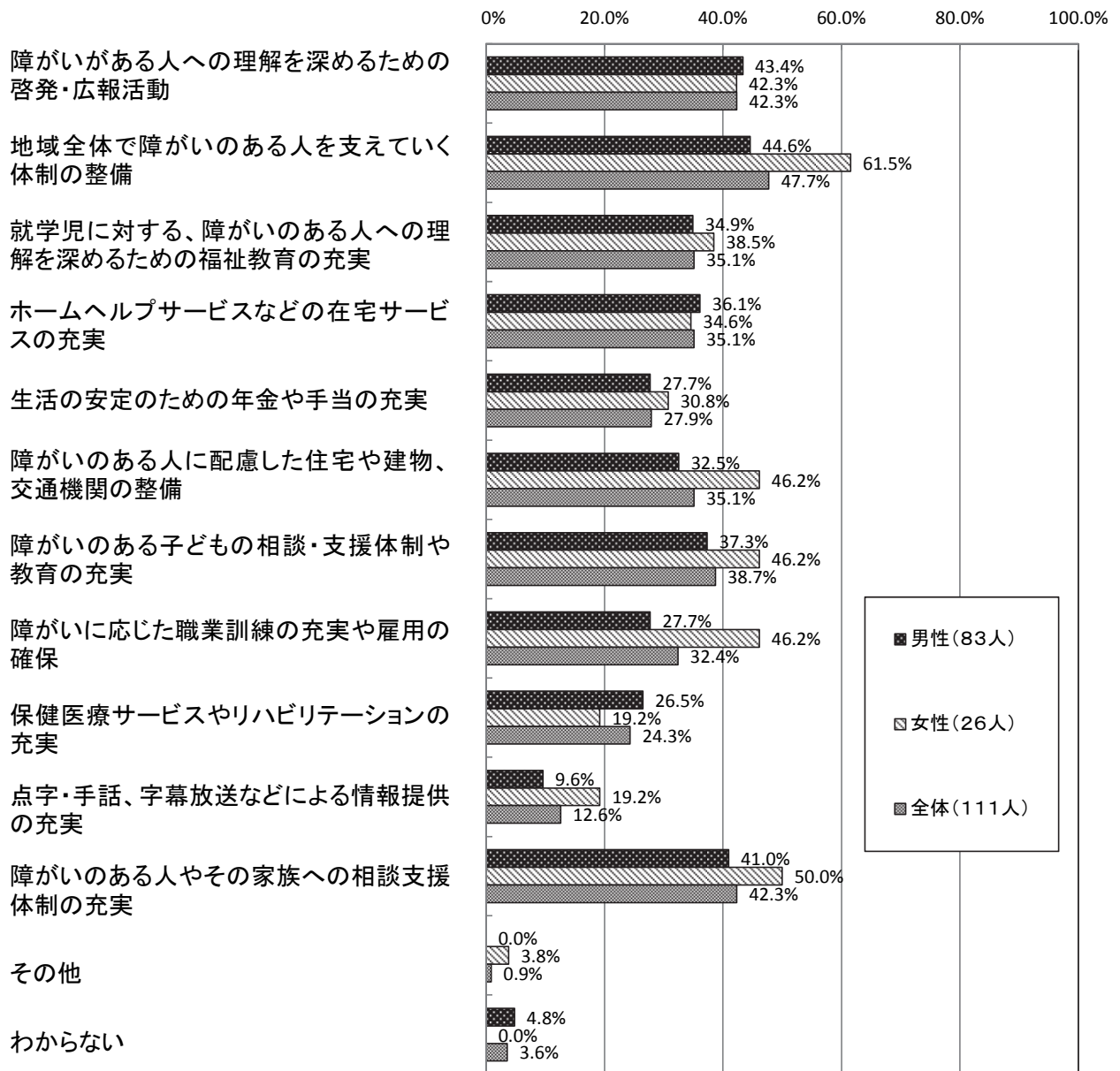
### ⑩由布市が今後障がい者施策として力を入れるべき事業

由布市が今後障がい者施策として力を入れるべき事業については、全体で意見の多い順に「地域全体で障がいのある人を支えていく体制の整備」（47.7%）、「障がいがある人への理解を深めるための啓発・広報活動」（42.3%）、「障がいのある人やその家族への相談支援体制の充実」（42.3%）、「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実」（38.7%）でした。

	男性(83人)	女性(26人)	全体(111人)
障がいがある人への理解を深めるための啓発・広報活動	36	11	47
	43.4%	42.3%	42.3%
地域全体で障がいのある人を支えていく体制の整備	37	16	53
	44.6%	61.5%	47.7%
就学児に対する、障がいのある人への理解を深めるための福祉教育の充実	29	10	39
	34.9%	38.5%	35.1%
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	30	9	39
	36.1%	34.6%	35.1%
生活の安定のための年金や手当の充実	23	8	31
	27.7%	30.8%	27.9%
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	27	12	39
	32.5%	46.2%	35.1%
障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実	31	12	43
	37.3%	46.2%	38.7%
障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保	23	12	36
	27.7%	46.2%	32.4%
保健医療サービスやリハビリテーションの充実	22	5	27
	26.5%	19.2%	24.3%
点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実	8	5	14
	9.6%	19.2%	12.6%
障がいのある人やその家族への相談支援体制の充実	34	13	47
	41.0%	50.0%	42.3%
その他	0	1	1
	0.0%	3.8%	0.9%
わからない	4	0	4
	4.8%	0.0%	3.6%
計	83	26	111

※全体（111人）には、性別不明者2名が含まれます





【暮らしやすいまちづくりのために】

性別	年齢	問29 自由意見
男性	70歳代	1人になった場合に暮らせる場所が欲しい。
男性	70歳代	主に高齢者に関して、普段から体力の増強とコミュニケーションを心がけています。特に、災害発生時に真っ先に助けるべき対象は弱者だと思っています。地区の全ての人を把握しているつもりです。
男性	60歳代	車いす利用者がバス停まで行けない場合、家の近くまでユーバスが運行できるように検討が必要。
男性	60歳代	若者との対話が多くできるように努力してほしい。今の若者の考えることが分らないし、目に見えない。
男性	60歳代	地域の連携や自治活動への参加。
男性	70歳代	道路の整備が他市に比べ遅れている。バス等、公共の交通が不便。
女性	50歳代	自治区の公民館を取り上げても健常者が使うものとしてできている。若い頃は何でもなかったことが、高齢者になった時、手すりなしでは上がることのできない階段や、和式のトイレにしゃがむことの難しさがある。シニアカーに乗るには道路の路肩の傾斜がありすぎる。これから私も障がい者になるかもしれません。よい町暮らしやすい町にしてください。
男性	70歳代	税金に対する対応の甘さがあるのではないか。
男性	40歳代	由布市民の祭りを作る。各地区の発表。（何人いて何を作っているか）子ども達の発表。市民による1年の目標。議員による10年の目標。子どもも大人も何でも知る祭り。由布市民だけの法律。（朝のあいさつ等）同じ時が二度とないことを知るには声を出すことと思う。
男性	60歳代	小さな悩み事でも相談できる民生委員の活動を望む。
女性	50歳代	他県からの就職希望者のために、空き家や農地の情報があつたらいいと思います。（福祉には関係ありませんが）
女性	40歳代	今現在、とても暮らしやすく満足しています。今の暮らしがずっと続けばいいなと思っています。自分の生活の中で、今障がいのある方が身近にいないので、障がいということについて深く考える機会がありませんでした。参考になるような意見が書けずすみません。
男性	60歳代	学生生活（小・中・高校）の中でのいじめ、また集落でのいじめ等が少なからあるように思います。皆様が少しでも協力ができるようにしたいと考えます。
男性	60歳代	家で生活している高齢者（90歳以上）、そして障がい者には介護保険料を安くしてほしいと思います。
女性	40歳代	最近、駅に駐輪場がなくなったという話を聞きました。（公民館にとめる）駅に駐輪場がないと他に聞いたことがなく、湯布院の子ども達は遠くの高校に朝早くから夜遅くかけて通っているのに、少しかわいそうだと思います。これからの湯布院を担う子ども達に、もう少し思いやりの心をお願いします。それでなくても子どもが減っているのに。
男性	70歳代	障がい者への理解を深めるために、障がい者情報を地域で共有する必要がある。障がい者を含め、福祉団体が使用する施設が民間委託となり、使用料の減免処置がなされなくなり困っている現状を改善してほしい。
男性	70歳代	雇用の状況・生活実態・相談支援体制、あるいは関係団体の実状などについて、ほとんどが知らないことが多いので具体的な意見は出せませんが、一般的には、啓発・教育・体制整備等がまず取り組みの足掛かりではないかと思っています。
男性	70歳代	就学児に対する、障がいのある人への理解を深めるための福祉教育の充実。障がいのある子どもの、相談・支援体制・教育の充実がほしい。

性別	年齢	問29 自由意見
女性	50歳代	老人や子どもの支援は非常にしているが、50～60才に対する税金の取り立ては厳しいものがあり、大分市の住民税に比べ、由布市は2倍も払っているので住むことに疑問を持っている。
男性	60歳代	行政から何かを期待するのではなく、市民一人ひとりが、もっと何ができるのかを考え実践することが肝要であると思います。
男性	70歳代	道路の整備について、歩道のある国道（210号線）等で、車イス（電動であれ手動であれ）で移動しようとしてもスムーズに通行できない。歩道に雑草が茂り、人も通れないような所がある。（特に庄内町の210号線に多い）またそれぞれの商店街も、車イス歩行など出かける前に不安になる。こんな身近な所から改善してほしい。
男性	60歳代	高齢者が運転しなくても、買い物等に便利なための介護タクシー的なものや、近く（部落内）に代行してくれる人がいたら助かると思う。
男性	60歳代	差別や偏見はとにかく、先天後天にかかわらず、身体が不自由（体の各感覚等も含む）な方々へのサポートは必要であると思う。いずれ介護が必要となる身としては、それらの施策・意識付け・経済的支払は必須だと思う。（喫緊の課題）
男性	60歳代	駅前の混雑を解決してもらいたい。
男性	70歳代	私も高齢者になったので、市の広報活動の内容をもっと詳細に知りたい。
男性	60歳代	支援活動の内容を広報でわかりやすく。
男性	60歳代	好きで障がい者になったのではないので、自分のことと思いついて対応したいです。
男性	50歳代	障がい者の方も子ども達も、安心して通れる歩道を充実させてほしい。
男性	60歳代	道路の維持管理に関して、地区住民の負担が多すぎる。高齢化の激しい中山間地では、人口減少もあり不可能になりつつある。市の人的援助が必要だ。
男性	60歳代	障がいの有無に関係なく多様な作品が観賞でき、また季節の花を植え、音楽の流れる街なんていいですね。
女性	40歳代	高齢者の運転による事故が多く、問題となっております。日常生活の不便さを感じさせないような、気軽に利用できる安価で身近なサービスがあれば、免許証を返す行動につながるのではないのでしょうか。（要支援や非該当の方でも利用できるような）
男性	60歳代	障がい者が暮らしやすければ、健常者にも暮らしやすいまちになることは自明。課題はいくつも挙げられていることと思う。予算がなければ知恵を。少しずつの改善を積み上げていく姿勢が大切だと思う。
女性	60歳代	プライバシーが守られ、気軽に安心して、困っていることすべての相談が1つの窓口でできる体制作り。本人の希望に合わせて、多様なサービスやサポートを自由に組み合わせ受えられる支援の仕組み作り。

### 3 今後の施策推進に向けた課題

#### (1) 法や制度をめぐる環境の変化への対応

国連で障害者権利条約が採択され、わが国も法改正を経て当該条約を批准しました。平成28年4月には障害者差別解消法の施行が予定されています。内閣府においては基本方針が策定され、各省庁においても対応要領が策定される予定とされており、大分県においても、ガイドラインの策定が進められています。

本市においては、これらを踏まえた障がい者差別の解消に向けた地域社会への周知・啓発を行うほか、地域社会での共生の実現に向け、様々な分野において社会的障壁を除去することについて、国や県と歩調を合わせ、適切に対応する必要があります。

また、前計画において「障害者自立支援法をめぐる今後の動向への対応」として、新たな制度の導入による障がい者や家族の生活やサービスの利用、サービス提供事業者の運営や人材確保などへの影響、新事業体系に基づくサービス提供への移行などを課題としていましたが、その後、すべての市内事業者が新法のサービス体系へ移行し、サービス提供体制の確保が図られたほか、厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意等を踏まえた利用者負担の軽減が図られたこと等により、一定の解消が図られたものと考えられます。

しかし、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の衆参両議院の附帯決議を受けた規定等にあるとおり、今後、平成28年4月を目処として、常時介護を要する障がい者に対する支援、移動の支援、就労の支援などの障がい福祉サービスのあり方や、精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援のあり方等の見直しが予定されています。また、当該制度の見直しに向けて、障がい児支援のあり方についても検討が予定されたところです。本市においても、国の動向を注視しながら、適切に対応する必要があります。

#### (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援施策の展開

今般、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの併給関係が整理されたことや、障がい児支援が児童福祉法に基づくサービスに一元化されたこと等により、個別の状況に応じ、複数の制度に基づくサービスを複合的に利用するケースが増えています。少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、家族のあり方やライフスタイルが多様化する中、利用者の福祉ニーズも多様化が進んでいます。

これらの状況を踏まえると、これまでと同様乳幼児期から高齢期に至るまで様々な障がいの特性と、ライフステージに応じた切れ目のない支援施策を展開することは、ますます重要な課題と言えます。

また、障がい者に関わる施策は、福祉のみならず、保健・医療・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野や領域に渡っており、これらの支援を支えるためにも、行政各分野間の連携・調整の強化についても、引き続き取り組んでいくべき重要な課題と言えます。

### (3) 障がい種別によらない一元的な福祉サービス等の実施

#### 1) 精神保健福祉施策の一層の充実

精神障がい者を対象とする施策にあっては、従前から他の障がい種別と比べて利用できる福祉サービスや社会資源が少ない状況にあることや、根強い偏見があること等が課題であり、実施体制の確立・充実や障がいに対する市民理解の促進、相談支援体制や日中活動の場の確保・充実等に努めてきたところです。前計画においても、当該課題の解消に向け、必要に応じて利用できるサービスメニューがより拡充されるよう事業所等との連携を図る必要があることや、障害者自立支援法（当時）によらない各種制度やサービスにおける格差について、国や関係機関へ働きかけを行う必要があること等を掲げています。

これらの課題の解消に向けては、一定の社会資源の整備や市におけるサービスの拡充が行われたものの、なお解消に至っておらず、引き続き、障がい者理解の促進に向けた取り組みをはじめ、精神障がい者の雇用・就労の推進、社会的入院の解消と地域への移行促進に向けた取り組みや、在宅の精神障がい者の自立と社会参加の促進に向けた取り組みなどを充実させる必要があります。

#### 2) 施策の谷間にある分野における支援等

近年、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた分野における支援が注目されています。

精神障がいの類型の一つである発達障がいや高次脳機能障がいは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

また、高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にある中、こうした重度の障がい児者が地域で安心して生活をおくることができるようにするためには、受け入れやサービス提供の体制の整備を充実させることが必要です。

視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者への意思疎通支援や移動支援の充実、新たに障害者総合支援法に基づく福祉サービスの対象とされた難病患者への制度周知等も必要とされています。

こういった、これまでの施策では十分に対応できていない、いわば施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策の充実を図ることが求められているほか、地域の課題として、今なお施策の谷間にある障がい者の実情やニーズを把握するとともに、関係機関が連携して柔軟に対応する必要があります。

### (4) 地域生活への移行の促進

障害者権利条約を受けて改正された障害者基本法においては、すべて障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことがうたわれています。

入所施設から地域への移行や、精神科病院から地域への移行にあっては、従前の障害者自立支援法の成立により打ち出された「施設から地域へ」という基本的方向性のほか、こういった共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前の生活をおくることができる社会の実現に向けた取り組みとして、これまで以上に、地域生活基盤の整備等に取り組み、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

今後は地域相談支援として個別給付化された「地域移行支援」や「地域定着支援」の活用、グループホーム等の整備、ネットワークの構築・活用による各分野の連携、地域をあげた包括的な支援システムの構築、在宅サービスや相談支援体制の充実、生活の場の確保、雇用・就労、社会参加に対する支援の充実などを図る必要があります。

## (5) 地域生活の継続の支援

前述のとおり、共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前の生活をおくることができる社会の実現に向けた取り組みが求められています。地域で生活している障がい者にあっては、可能な限り地域での生活を継続し、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

国における検討会の中では、関係団体からのヒアリングにおいて、障がい者の地域生活を支えるために必要な支援や資源について、地域での安心感の担保、親元からの自立を希望する者に対する支援、地域移行の推進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする障がい者への支援、医療機関との連携による地域資源の活用、緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備などのニーズが挙げられており、これらのニーズを受けて必要とされる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど、地域における居住支援のための機能の強化が求められています。中でも、相談支援・権利擁護体制については、障がい者が地域での生活を続けるため、身近なところで、必要な時にいつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められているところです。

また、障がい者やその主な介護の担い手である家族の高齢化が進んでいる現状において、介護による家族の心身の負担や将来への不安感が高まる傾向にあります。家族をはじめとする介護者に対する支援を求める声も増加しています。

このような中、生活課題を解消し、地域生活を継続するためには、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実、市内外のネットワークの活用、地域住民と専門相談機関とのネットワークづくり等により、相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。また、障害者自立支援法（当時）の改正により、サービスの支給決定プロセスの見直しが行われ、サービス等利用計画の導入が進められる中、相談支援専門員の確保や質の向上も今後ますます重要になります。

そのほか、障がい児者やその家族等が抱える様々なニーズや地域の課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、体制の整備について協議を行う場の充実を図ることにより、地域における障がい児者を支えるネットワークの強化や地域社会づくりの推進を図る必要があります。

## (6) 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がい者が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。今後の改正障害者雇用促進法の施行により、障がい者を雇用する事業主に対しては、障がい者への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられたことから、障がい者の一般就労がますます重視されることが見込まれます。

近年、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は増加傾向にあり、より多くの障がい者が一般就労し、また、就労を継続するためには、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、企業等の理解を深める必要があります。

また、生活保護等の公的扶助を受けている人など、就労等による経済的な自立を目指しながら、その機会に恵まれない人への支援として、福祉的就労の底上げを図ることが重要であり、障害者優先調達推進法や大分県障がい者工賃向上計画を踏まえ、工賃向上への取り組みを推進することが求められています。

これらの取り組みにあっては、制度を設計し実施するのみではなく、一般就労、福祉的就労とも、「働く」ことができる障がい者の多くが「働く」ことを望み、経済的自立を図るため、障がい者や家族、支援者への啓発や意欲の喚起を行うことも必要です。

なお、一般就労につながった障がい者の職場定着率の向上や、働く力はあっても自力での通勤が困難な障がい者の就労の実現を図るため、就労後の職場定着支援や働く場への移動の手段の制度化を求める声もあります。

また、学校等の教育機関への通学や、教育現場におけるサポートについて、支援の充実を求める声もあります。

## (7) 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がい者の福祉ニーズに対応するためには、サービスの提供体制を整備することが必要です。そのため、障がい福祉計画における各サービスの利用見込や、障がい特性に応じたニーズを踏まえ、計画的に事業所等の社会資源の整備を図る必要があります。

特に、グループホームについては、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向がある中、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることを踏まえ、引き続き整備を促進する必要があるほか、重度化等により既存物件では生活ができない障がい者を受け入れる社会資源として、バリアフリー設備を備えた施設を整備する必要性が高まっています。

また、児童福祉法に基づく新たなサービス体系による障がい児支援にあっては、さらなる社会資源の整備を求める声がある一方で、サービスの質の確保を図る必要性も高く、県との役割分担を踏まえたうえで、整備に向けた課題の整理が必要です。

なお、これらのサービス提供体制の確保のためには、サービス提供を担う人材の確保・育成が不可欠です。福祉ニーズの多様化に伴い、人材育成を中心としたサービスの質の向

上の必要性がますます高まっています。また、着実に改善が進んでいる雇用情勢の中で、社会保障分野においては現状においても人材不足問題が深刻化しています。今後の福祉ニーズの高まりを受け、高度な人材を求めていく必要があります。

## (8) 地域における障がい者への理解の促進

障がい者にとって、一人ひとりが尊重され、地域においていきいきと自分らしく暮らせるようにすることは、障害者基本法に規定される「尊厳にふさわしい生活を保障される権利」や、本計画の理念に通じる願いです。障害者権利条約においても、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進がうたわれ、障害者総合支援法においては、新たに「理解促進研修・啓発事業」が市町村の必須事業として位置づけられ、地域住民の理解を深めることが図られています。

しかしながら、計画策定のためのアンケート調査では、「障がいがある人にとって由布市は暮らしやすいまちか」の問いに対し、「そう思う」(5.4%)または「まあそう思う」(27.0%)と回答した人は、合わせて32.4%と全体の3分の1に止まりました。

障がいのある人もない人も、地域社会を構成する一員として尊重しあい、支えあうまちを目指し、障害者差別解消法における普及・啓発活動の方向性も踏まえながら、引き続ききめ細やかな啓発活動や共生教育を推進するとともに、交流を促進する必要があります。

## (9) とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

由布市における各障がい者手帳所持者数は、平成27年4月現在2,462人と、前計画策定時から5.3%増加しています。障がい福祉サービス等の利用のために障がい支援区分の認定を受ける人も、年々増加している状況です。

また、障害者総合支援法に基づくサービスの対象者にあっても、発達障がいや高次脳機能障がいのある人や難病患者などへの拡大が図られています。

したがって、人口に減少傾向が見受けられる現状の中、障がい者は引き続き増加傾向にあります。また、このほか、少子高齢化の進展による高齢者の増加なども含めると、何らかの支援や配慮が必要な人は今後も増加する見込みです。

こういった状況から、障がい者をはじめとする日常生活をおくる上で配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方に立ち、引き続き、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことが重要です。



## 第3章 施策の展開と取り組み

本計画の目標像を目指して施策を展開するにあたっては、昨今の国の制度改革や社会の動向を踏まえ、次の4つを基本的な方向性とし、これらを踏まえて各分野における取り組みを進めることとします。

### ◆個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

### ◆地域における生活支援の充実

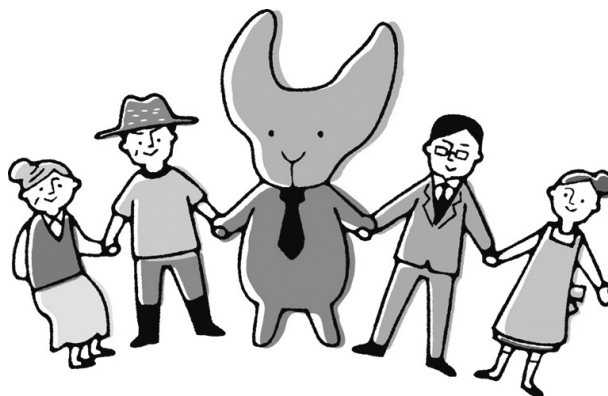
障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

### ◆自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、療育、教育の充実や、就労等の社会参加の促進を図ります。

### ◆人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。



## 1. 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

○障がい者の主体性や自主性が尊重されるよう、障がい者の意思決定の支援に配慮しつつ、一人ひとりの生活を多角的に支援するための相談支援やケアマネジメントの一層の充実や、権利擁護の推進に取り組みます。

○誰もが互いに尊重しあい、共に生活をおくることができるよう、障がいに対する地域の人々の正しい理解と認識を深めるため、啓発の推進や交流の促進に取り組みます。

### (1) 相談支援の充実

#### 相談支援事業の実施

障がい者やその家族、介護者などが抱える様々な相談ニーズに応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、相談支援事業を実施します。

#### 相談支援体制のさらなる充実

障がいの重度化や主な介護の担い手である家族の高齢化を踏まえると、今後障がい者が地域で安心して生活を継続するためには、地域での暮らしの安心感の担保や、専門的な対応を必要とする者への支援等が求められます。これらのニーズから、相談支援の役割はますます重要なものになっていくことを踏まえると、相談支援体制のさらなる充実が求められるところです。

以上のことから、次の取り組みにより、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

- 相談支援従事者に対する研修の実施や、具体的事例におけるサポートを通じ、人材育成等による事業の質の向上を図ります。
- 事業者間や関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 発達障がい児者や高次脳機能障がい者の相談支援について、大分県発達障がい者支援センターや大分県高次脳機能障がい支援拠点機関等との連携を強化し、特性に応じた対応を図ります。
- 高齢の障がい者への相談支援やケアマネジメントについて、由布市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制の構築を図ります。
- 福祉サービスを利用する難病患者の相談支援について、専門性の高い関係機関との連携を図ります。

## 地域における相談体制の充実

市内はもとより、近隣の市町村の相談支援事業所とも情報交換を行うなど、連携の強化を図ります。また、商工会や観光協会など福祉関係以外の団体との交流を促進することにより、多方面から多くの情報を収集することで幅広い対応ができるよう連携を進めます。

## (2) 権利擁護の推進

### 成年後見制度

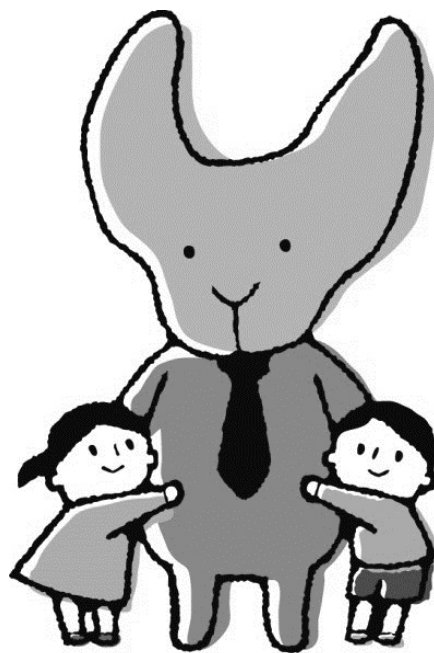
成年後見制度の利用を促進します。制度の周知を図るとともに、申し立てに要する費用を支援します。

### 虐待防止

障害者虐待防止法（正式な法律名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）の主旨を広めることによって、障がいのある人の尊厳を守ります。虐待の防止を図るとともに、虐待通報の事実に対し、速やかに対応します。

## (3) 交流の促進

広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育の促進を図ります。  
また、障がいのある人とない人が共に日常的に交流する機会の創出等を図ります。



## 2. 地域における生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

○障がい児者の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもと、福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

○障がい児者が身近な地域で保健・医療・福祉サービス等を受けることができるよう、関係機関と密に連携しながら、提供体制の充実に努めます。

### (1) 生活支援の充実

#### サービスの充実

障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい児者に対し、適切なサービス提供を図ります。

#### 地域における生活支援機能の強化

地域における生活支援について、施設入所中または精神科病院入院中の障がい者の地域生活への移行を促進します。障がい者や主な介護の担い手である家族の高齢化等を踏まえ、今後一層の機能の強化を図ります。

高齢化が進展する中、高齢の障がい者に対する支援のあり方については、国においても課題とされています。今後、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議及び検討規定を踏まえた国の動向を注視し、適切に対応していきます。また、現行制度においては、介護保険の被保険者である障がい者には、原則として介護保険の適用が優先される中、サービス内容や機能、利用者個別の状況等に応じ、関係機関と連携した給付の調整や、切れ目のないサービスの提供を図ります。

地域生活の継続を支えていくためには、相談支援体制の充実のほか、ひとり暮らし等の体験の機会や場の確保、緊急時の受け入れ体制等の充実、専門性の確保や向上、コーディネーター機能等地域の受入体制づくりが求められています。これまで以上に地域における居住支援の機能強化を図り、地域ニーズに対応した拠点等を整備することで地域での生活を支援します。

## 社会資源の計画的な整備・活用

障がい者の主体的なサービスの選択や、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に向け、今後の支援のあり方も踏まえながら、社会資源の計画的な有効活用を図ります。

## サービスの質の向上

サービスの質の確保・向上のため、従事者の資質向上を図ります。

なお、人材の確保に関する課題の解消に向けては、引き続き国に対し、地方における現状や従事者の処遇改善等の要望を訴えていきます。

## 法改正や制度見直しへの対応

前述の「高齢の障がい者に対する支援のあり方」のほか、移動の支援のあり方や意思決定支援のあり方等についても、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議及び検討規定において挙げられており、国において今後の検討課題とされているところです。

今後のこれらの制度改正をはじめとする法令等の改正に対しても、国の動向を注視するとともに、支援が円滑に切れ目なく行われるよう、適切な対応に努めます。

## (2) 保健・医療の充実

地域において、障がい児者が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関との連携のもと、医療体制の充実を図るとともに、障がい児者の健康の維持・向上に向け、健康づくりを推進します。

また、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、医学的リハビリテーション体制の充実を図ります。

精神疾患医療・保健の分野では、入院主体の医療から、在宅医療へと転換が図られ、これに伴う精神科救急医療体制の充実や社会復帰体制の整備に向けた方向性を示す「医療計画作成指針」において、精神疾患を既存の4疾病に追加し、医療連携体制を構築するとされました。これを受け、大分県の「保健医療計画」においても、精神疾患を加えた5疾病が対象とされ、人権尊重を基本とした適正な入院医療、かかりつけ医と専門医の連携、地域移行、地域定着支援の推進やアウトリーチ（訪問支援）体制の確立に取り組むこととされています。

本市においては、これらの取り組みの方向性も踏まえ、大分県との連携に努めながら、精神保健に関する医療・相談体制の整備や、精神疾患に関する理解促進を図ります。

### 3. 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、療育、教育の充実や、就労等の社会参加の促進を図ります。

- 障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育や福祉サービスの充実に向け取り組みます。
- 子ども・子育て支援法に基づく新たな支援を講じるとともに、障がい児が教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を行います。
- 「ともに学び、ともに育つ」という視点のもと、地域の学校や支援学校、関係機関等の緊密な連携を図りながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談の実施に努めます。
- 就労によって経済的な自立を図るとともに、自己実現の場として社会の中での役割や生きがいを見出すため、民間事業所等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労機会の拡大を図るとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする多様な就業の機会の充実を図ります。
- 外出や意思疎通支援などを通じて、就労、就学、生涯学習や、文化活動、スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための環境づくりを進めます。

## (1) 教育・育成の充実

### 療育、障がい児支援の充実

障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育体制の充実に向け取り組むとともに、障がいの早期の発見や療育の開始に向けた関係機関との連携の強化を図ります。

児童福祉法に基づくサービスを中心に、障がい児支援の充実を図ります。

### 特別支援教育の充実

学校教育における特別支援教育の内容の充実を図るとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。由布支援学校、新生支援学校とも連携して高等部への進学と卒業後の進路の充実を図ります。

## (2) 雇用・就労、経済的自立の支援

### 多様な就労の確保と支援

労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じて社会の中での役割や生きがいを見出すため、障がい者の雇用を積極的に促進するとともに、就労に向けた様々な支援の充実を図ります。

### 福祉的就労の充実

障がい者の地域生活への移行を促進し、地域生活の継続を支えていくためには、地域で生活する障がい者の収入を確保することが必要です。一般就労は困難であっても、福祉的就労が可能な人にとっては、その就労から得る工賃と障がい基礎年金と合わせて一定の生活ができる水準に向け、工賃の向上を図ることが求められています。

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進するとともに、これを契機に、就労継続支援事業所がより魅力あるものとなるよう、民間企業等からも受注を受けやすい物品や役務の開拓や受注能力の向上の促進を図っていきます。

家族や事業者、その他関係機関にもこれらの取り組みを周知することにより、障がい者が「働く」ことへの理解を深めるとともに、障がい者の就労意欲の高揚を図り、就労継続支援事業の利用や一般就労の促進を図ります。

### (3) 社会参加の促進

#### 移動等の支援による活動の促進

障がい者等の社会参加活動への参加等を促進するため、移動等の支援を行います。

#### 文化活動やスポーツ活動等の充実

障がい児者の文化活動やスポーツ活動等を通じた社会参加を促進するため、機会創出や支援を行います。

#### 意思疎通支援の充実

日常生活において必要な意思の疎通が円滑に行われるよう、支援が必要な障がい児者に対して福祉機器の利用を促すとともに、手話通訳者等の派遣などを通じて意思疎通の支援の充実を図ります。

#### 広報・情報提供の充実

情報の取得に支援が必要な障がい児者に対し、多媒体による情報の提供、アクセシビリティに配慮したホームページにおける情報発信等に努めます。





## 4. 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

○障がい者をはじめとするすべての人が安全に安心して生活できる社会の実現に向け、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、防災対策をはじめとした生活安全対策の推進を図ります。

### (1) 生活環境の充実

#### **地域における福祉活動等の推進**

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、自治区など地域コミュニティの活性化を図ります。

地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

#### **バリアフリーのまちづくりの推進**

「福祉のまちづくり」の普及・理解促進を図り、誰もが安心して安全に移動できるまちづくりを推進します。

### (2) 生活安全対策の推進

#### **防災対策の充実**

緊急時に備えて、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な体制づくりに努めます。

#### **防犯対策等**

障がい者等の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動を促進します。

## 第4章 推進体制の整備

### 1. 庁内の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働、建設など、広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくため、本市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な施策の推進に努めます。

### 2. 地域との連携

障がいのある人一人ひとりに応じた自立と社会参加を進めるためには、障がいそのものに対する理解や障がいのある人に関する理解を深めるための取り組みをはじめ、地域での見守り・支援、交流、防災・防犯の取り組みなども重要となります。そのため、行政だけでなく、市民、社会福祉協議会をはじめ、医療関係機関、民生委員・児童委員や地域の各種団体、相談員、サービス提供事業所、企業などと連携して計画を推進します。

### 3. 国・県の関連計画との整合

本計画の推進にあたっては国及び大分県の動向をふまえ、適切な施策展開を図ります。その中でも、「大分県障がい者基本計画（第4期）」、「大分県障がい福祉計画（第4期）」、「おおいたユニバーサルデザイン推進基本指針」などの障がいのある人に係わる計画や指針に対して、整合を図りながら施策の推進を行っていきます。

### 4. 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、進行管理を行うとともに、継続して由布市地域自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行います。

## 参 考 资 料

---

由布市地域自立支援協議会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	太田 洋一郎	由布市議会	
2	荻 孝 良	由布市民生委員児童委員	
3	工藤 徳 治	障害者支援施設（向陽学園）	
4	佐々木 弘幸	障害者支援施設（大分県のぞみ園）	
5	岩崎 宣 夫	由布市身体障害者福祉協議会連合会	
6	立川 喜美恵	知的障害者相談員	
7	三ヶ田 美子	児童発達支援事業所（オレンジハウス）	
8	首藤 眞紀子	放課後等デイサービス事業所（らいん）	
9	衛藤 清 隆	就労継続支援B型事業所（由布の麓）	
10	吉野 修 治	共同生活援助事業所（グループホーム庄内）	
11	二 宮 稔	大分公共職業安定所	
12	工藤 浩 二	由布市社会福祉協議会	
13	板井 信 彦	由布市教育委員会	
14	麻生 清 美	由布市健康増進課	



<表紙 挿入作品>

題名 協力

作者 木埋学園 太田大河さん

---

## 由布市障がい者基本計画（第2次）

平成28年3月

---

発行者 由布市福祉事務所

〒879-5192

大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1  
(由布市役所湯布院庁舎)

電話 0977-84-3111 / FAX 0977-28-8610

---